

令和8年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 令和8年3月24日（火）午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室1

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長・各課室報告

第5 議案審議

議案第5号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 学校医の変更について

議案第8号 南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和8年度南島原市一般会計補正予算（第1号）について

(3) 債権放棄報告書について

(4) 南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置報告書について

(5) 次回教育委員会定例会の開催について

(6) その他

第7 閉会

令和8年 第3回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

○令和8年2月の諸会議並びに諸行事

- 19日(木) 10:00 令和8年 第1回市議会定例会 開会(有家庁舎)～3月17日
15:00 令和8年 第2回南島原市教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 22日(日) 8:00 第33回南島原市原城マラソン大会(南有馬小学校)
- 28日(土) 10:00 第24回セナリヨ現代版画展表彰式(有家保健センター)

○令和8年3月の諸会議並びに諸行事

- 1日(日) 10:00 令和7年度 第19回卒業証書授与式(島原翔南高校)
- 2日(月) 13:30 南島原市学校給食会第2回役員会(給食センター)
- 6日(金) 13:20 南島原市校長会第9回研修会(カムス)
- 9日(月) 14:00 臨時校長研修会(コレジヨ)
- 10日(火) 14:00 第2回南島原市文化財保護審議会(南有馬庁舎)
- 11日(水) 9:30 市内中学校卒業証書授与式(西有家中学校)
- 13日(金) 10:30 卒業証書授与式(口之津海上技術学校)
- 14日(土) 19:30 姉妹都市歓迎会(マーキーズ)
- 15日(日) 8:30 南島原市市制施行20周年記念式典(コレジヨ)
- 17日(火) 10:00 令和8年度 第1回市議会定例会 閉会(有家庁舎)
- 18日(水) 9:30 市内小学校卒業証書授与式(口之津小学校)
- 19日(木) 13:30 部局長会議(西有家庁舎)
- 23日(月) 18:00 南島原市地域クラブサポートセンター第4回理事会(南有馬庁舎)

令和8年 第3回南島原市教育委員会定例会 各課報告

○教育総務課

- 3月3日 令和8年第1回定例会 予算審査特別委員会
- 3月5日 令和8年第1回定例会 文教厚生委員会
- 3月10日 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会 報告書提出

○学校教育課

- 2月20日 第2回食育推進協議会（カムス）
布津地区学校運営協議会（布津公民館）
- 2月24日 人事評価制度に係る教頭最終面談 ～25日
キエーティ市高校生訪問団との交流（市内中学校）
- 2月26日 南有馬地区学校運営協議会（オアシス）
- 3月2日 南島原市学校給食会第2回役員会（給食センター）
- 3月3日 南島原市中体連理事・専門委員長会（コレジヨ）
- 3月6日 南島原市校長会第9回研修会（カムス）
- 3月9日 臨時校長研修会（コレジヨ）
- 3月11日 市内中学校卒業証書授与式
- 3月13日 第3回献立委員会（給食センター）
- 3月18日 市内小学校卒業証書授与式

○生涯学習課

- 2月19日 島原半島文化賞審査会（島原市有明公民館）
県社会教育主事等連絡協議会第2回理事会（オンライン）（南有馬庁舎）
こども性暴力防止法に基づく制度説明会（オンライン）（南有馬庁舎）
- 2月21日 セミナリヨ版画展【展覧会】（コレジヨ）～3月1日
- 2月22日 第33回南島原市原城マラソン大会（南有馬小学校グラウンド）
- 2月28日 セミナリヨ版画展【表彰式】（有家保健センター）
- 3月1日 ながさきファミリープログラムファシリテーター認定・フォローアップ研修会
(カムス)
- 3月5日 第4回地域の力を考えるつどい（コレジヨ）
表敬訪問 南島原SC：全九州小学生男子ソフトボール選抜大会出場（西有家庁舎）
南島原市スポーツ協会常任理事会（南有馬庁舎）
- 3月7日 B&G自然体験事業ネイチャー オルレ（口之津町早崎）
- 3月8日 第16回雲仙・南島原地区対抗駅伝競走大会（加津佐B&G体育館周辺）
- 3月9日 寺子屋実行委員会（市内4会場）～16日
「ながさきスポーツ・文化活動支援事業」説明会（オンライン）（南有馬庁舎）
- 3月10日 南島原市家庭教育支援コアサポーター会議（コレジヨ）
- 3月12日 南島原市図書館友の会会長会（カムス）
- 3月21日 AIR事業〔冬〕成果展ギャラリートーク（アートビレッジ・シラキノ）
- 3月22日 市制施行20周年記念特別オペラ公演「忘れられた少年-天正遣欧少年使節-」
(コレジヨ)

令和8年 第3回南島原市教育委員会定例会 各課報告

○文化財課

- 2月19日 会計実地検査（会計検査院第1総務検査課）
- 2月20日 千々石ミゲル大河誘致プロモーションビデオ試写会ほか（諫早市）
- 2月24日 県指定荒田下橋維持工事（2工区）竣工検査（北有馬町）
- 3月3日 第3回世界遺産市町調整会議（WEB会議）
- 3月6日 世界遺産市民協働会議役員会（南有馬庁舎）
- 3月10日 第2回文化財保護審議会（南有馬庁舎）
- 3月11日 入札監視委員会（西有家庁舎）
- 3月14日 世界遺産市民協働会議（原城跡清掃）
- 3月17日 原城跡多目的広場整備工事（造成）竣工検査
原城跡法面復旧工事（桐ノ木谷工区）竣工検査

議案第5号

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和8年3月31日に南島原市立野田小学校が廃止されるため、所要の改正を行うもの。

令和8年3月24日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成18年南島原市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南島原市立 加津佐小学 校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷
南島原市立 野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘

」

を

「

南島原市立 加津佐小学 校	全学年	加津佐町内全域
---------------------	-----	---------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
学校名	学年	通学区域	学校名	学年	通学区域
(略)			(略)		
南島原市立加津佐小学校	全学年	加津佐町内全域	南島原市立加津佐小学校	全学年	本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、檜山、蓮岳、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八ノ久保、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、路木、八石、里、山内、西平、権田、上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷
			南島原市立野田小学校	全学年	西串、東串、小松、花房、西越崎、東越崎、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、南島原市立小・中学校の通学区域を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 南島原市立小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 南島原市立中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

(通学区域の変更)

第3条 前条の規定によって保護者が通学させなければならない児童・生徒で、心身の故障等の身体的理由、通学距離等の地理的理由等により指定校への就学が困難な場合、その他やむを得ない事由のため、通学区域変更の承認を願い出る保護者は、前条の規定にかかわらず、通学区域変更承認願（別記様式）に必要な事項を記入し、南島原市教育委員会の承認を得なければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行のため必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の布津町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成5年布津町教育委員会規則第1号）、有家町立小学校の通学区域に関する規則（昭和55年有家町教育委員会規則第4号）、西有家町立小・中学校通学区域に関する規則（昭和32年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立小学校の通学区域に関する規則（昭和38年北有馬町規則第1号）、南有馬町立小、中学校の通学区域に関する規則（平成2年南有馬町教育委員会規則第1号）、口之津町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成2年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立小・中学校の通学区域に関する規則（平成2年加津佐町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行

為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

学校名	学年	通学区域
南島原市立深江小学校	1年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原
	2年生	下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
	3～6年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川原端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、芝所、若葉台、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立深江小学校馬場分校	1、2年生	立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川原端、天ノ木、中島、船川
南島原市立深江小学校諏訪分校	1年生	下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端
南島原市立小林小学校	全学年	出ノ川、中江、末宝、内野、梶木、田中山、兵五郎、板首、畦津
南島原市立大野木場小学校	全学年	大野台、下大野木場、中大野木場、上大野木場、新大野木場、大野木場団地、馬場団地
南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
南島原市立飯野小学校	全学年	柳、天ヶ瀬第1、天ヶ瀬第2、坂下、飯野、潮入崎、高塩第1、高塩第2、平之坂
南島原市立有家小学校	全学年	久保名、中須川名、小川名、山川名、尾上名、蒲河名
南島原市立堂崎小学校	全学年	石田名、大苑名、原尾名

南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立有馬小学校	全学年	北有馬町内全域
南島原市立南有馬小学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立口之津小学校	全学年	口之津町内全域
南島原市立加津佐小学校	全学年	加津佐町内全域

別表第2（第2条関係）

学校名	学年	通学区域
南島原市立深江中学校	全学年	深江町内全域
南島原市立布津中学校	全学年	布津町内全域
南島原市立有家中学校	全学年	有家町内全域
南島原市立西有家中学校	全学年	西有家町内全域
南島原市立北有馬中学校	全学年	北有馬町内全域
南島原市立南有馬中学校	全学年	南有馬町内全域
南島原市立口之津中学校	全学年	口之津町内全域
南島原市立加津佐中学校	全学年	加津佐町内全域

別記様式（第3条関係）

通学区域変更承認願

年 月 日

南島原市教育委員会 様

(保護者)住所 南島原市 番地
氏名 (※)

(※) 本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。

(児童・生徒)氏名
学年
(年 月 日生)
保護者との続柄 ()

指 定 学 校	南島原市立 学校
変更希望学校	南島原市立 学校
期 間	年 月 日～ 年 月 日
願い出の理由	

上記のとおり、通学区域の変更を承認くださるようお願いいたします。
なお、通学区域変更の理由が、次のいずれかに該当した場合は、直ちに教育委員会の指定する学校に転学させることを誓約いたします。

- 1 願い出の理由に虚偽があったことが判明した場合
- 2 願い出の理由が消失した場合
- 3 決定された期間が満了した場合

通学区域の変更を承認する。

年 月 日
南島原市教育委員会 印

議案第6号

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について

提案理由

令和8年3月31日に南島原市立野田小学校が廃止されるため、所要の改正を行うもの。

令和8年3月24日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「、野田小学校」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
地区名	構成校名	地区名	構成校名
(略)		(略)	
3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校	3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、 <u>野田小学校</u> 、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校

南島原市学校支援共同実施室組織運営規程

平成21年3月25日

教育委員会訓令第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学校支援室（第2条—第8条）

第3章 連絡協議会及び地区別協議会（第9条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号。以下「管理規則」という。）第16条第7項の規定に基づき、学校支援共同実施室（以下「学校支援室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 学校支援室

（組織）

第2条 学校支援室は、別表の地区名欄に掲げる地区（以下「地区」という。）ごとに、同表の構成校名欄に掲げる小学校及び中学校（以下「学校」という。）の事務職員及びその他の職員（以下「事務職員等」という。）をもって組織し、共同作業等により必要な事務処理を行う（以下「共同実施」という。）ものとする。

（運営）

第3条 管理規則第16条第4項に規定する学校支援共同実施室長（以下「室長」という。）は、学校支援室において処理する事務及びその運営について、第9条に規定する学校支援地区別協議会（以下「地区別協議会」という。）において協議し、事務の共同実施年間計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を作成し、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 室長は、前項の規定により作成した計画書を変更する場合は、自らが在籍する学校（以下「室長在籍校」という。）の校長の了承を得るものとする。

3 室長は、学校支援室において処理した事務及びその運営について、地区別協議会におい

て総括し、事務の共同実施実績報告書（様式第2号）により、年度末に教育委員会へ報告しなければならない。

（事務処理）

第4条 学校支援室においては、次の事務について、教育委員会に提出した計画書に基づき計画的に処理するものとする。

- （1）市費事務に関すること。
- （2）給与・諸手当事務に関すること。
- （3）旅費事務に関すること。
- （4）事務職員未配置校及び臨時的任用職員等に対する支援に関すること。
- （5）学校運営の支援に関すること。
- （6）事務職員等の研修に関すること。
- （7）その他、学校事務・業務に関すること。

2 事務職員等は、学校支援室において処理する事務のうち、必要な事項については所属校の校長に報告するものとする。

3 学校支援室においては、職務担当制等により事務職員等の業務分担を行う。

4 学校支援室における事務処理は、この訓令に定めるもののほか、関係法令、条例及び規則等の定めるところによる。

（業務形態）

第5条 共同実施により行う業務は、定例会議等の開催を通じて、原則として週1回、構成校等の場所で行うものとする。

2 定例会議を開催する期日等の通知は、室長在籍校の校長から当該地区の室長在籍校以外の構成校の校長に対し行うものとする。

3 定例会議等の開催のほかに、必要に応じて、事務職員等が区内の学校を訪問し、事務処理の支援を行うことができる。

（服務）

第6条 校長は、当該学校の事務職員等が学校支援室の業務、地区別協議会等の会議その他のため所属を離れて勤務する場合は、必要に応じて出張又は校外勤務を命ずる。

2 事務職員等は、守秘義務を遵守するとともに、共同実施における公文書及び個人情報について適切に取り扱わなければならない。

(室長の所掌事項)

第7条 室長の所掌事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校支援室の事務分掌の設定
- (2) 計画書に基づく学校支援室の運営
- (3) 地区別協議会の運営
- (4) 第4条第1項に掲げる事項の総括及び調整
- (5) その他、共同実施に関する事項

(室長所掌事項の代行)

第8条 室長が出張、休暇その他やむを得ない事情により不在であり、かつ、当該事案について緊急に処理しなければならないときは、前条に規定する室長の所掌事項は、管理規則第16条第4項に規定する副室長が代行をする。

第3章 連絡協議会及び地区別協議会

(連絡協議会等の設置)

第9条 学校支援室の円滑な運営を図るため、南島原市学校支援共同実施連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び学校支援地区別協議会を置く。

(連絡協議会の組織)

第10条 前条の規定により設置する連絡協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 教育総務課の課長及び担当職員
- (4) 学校教育課の課長及び担当職員
- (5) 各地区の室長在籍校の校長
- (6) 室長
- (7) 校長会、教頭会及び学校事務研究会の代表者

(会長及び副会長)

第11条 連絡協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、その円滑な運営を図る。
- 4 副会長は、室長在籍校の校長のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、連絡協議会の円滑な運営に努める。

(会議及び協議事項)

第12条 連絡協議会は、会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施により効率化・集中化が図られる事務・業務に関すること。
- (2) 学校支援室による学校管理運営全般の支援に関すること。
- (3) 学校支援室の整備・充実に関すること。
- (4) 教育委員会及び長崎県教育委員会との連携等に関すること。
- (5) その他、事務処理の効率化等に関すること。

2 連絡協議会は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、特別に開催できる。

3 連絡協議会において協議する議事内容については、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

(事務局)

第13条 連絡協議会に、その円滑な運営のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、すべての室長で組織し、次項に規定する事務局長が所属する学校に置く。
- 3 事務局に、事務局長を置き、室長のうちから会長が指名する。
- 4 事務局長は、連絡協議会の円滑な運営に努めるとともに、関係者同士の連絡調整を図る。
- 5 事務局は、必要に応じて、事務局長の招集により事務局会議を開催し、共同実施及び連絡協議会に関する連絡調整等について協議する。

(地区別協議会)

第14条 第9条の規定により設置する地区別協議会は、地区ごとに、地区内すべての校長及び事務職員（事務職員が配置されていない学校にあつては、教頭）並びに教育委員会担当職員で組織する。

2 地区別協議会は、学校支援室において処理する事務及びその運営に関することのほか、次の事項について協議する。

- (1) 連絡協議会における協議事項等に関すること。
- (2) 地区の実情に応じた共同実施の推進に関すること。
- (3) 教育委員会との連携等に関すること。
- (4) その他、事務処理の効率化等に関すること。

3 地区別協議会は、当該地区の室長在籍校の校長が招集し、原則として年2回開催する。
ただし、必要な場合は、特別に開催することができる。

4 地区別協議会の企画運営は、室長在籍校の校長及び室長が行う。

第4章 雑則

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、学校支援室の組織及び運営等に関し必要な事項は、連絡協議会で協議し、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地区名	構成校名
1区	深江小学校（馬場分校、諏訪分校を含む。）、小林小学校、大野木場小学校、布津小学校、飯野小学校、深江中学校、布津中学校
2区	有家小学校、堂崎小学校、西有家小学校、有馬小学校、有家中学校、西有家中学校、北有馬中学校
3区	南有馬小学校、口之津小学校、加津佐小学校、南有馬中学校、口之津中学校、加津佐中学校

年度 事務の共同実施年間計画書

_____ 〇区学校支援共同実施室
 室長 職名 _____
 _____ 氏名 _____

1 学校支援共同実施室の構成

学校名	事務職員等		
	職名	氏名	担当業務
		◎	
		○	

※ 氏名欄には、室長に◎、副室長に○、臨時的任用職員に△を記入すること。

2 学校支援共同実施室で取り組む業務の実施計画等

業務名	業務の目的(目標)	実施計画

3 年間計画表

月	実 施 計 画	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

年度 事務の共同実施実績報告書

〇区学校支援共同実施室
室長 職名
氏名

1 学校支援共同実施室における業務の成果と課題

業務名	実施状況	成果と課題
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)
		(成果) (課題)

※ 本年度学校支援共同実施室において取り組んだ業務について、資料がある場合は、添付すること。

議案第7号

学校医の変更について

提案理由

学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案する。

令和8年3月24日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和8年度 南島原市立小学校・中学校学校医名簿

町名	学校名	学校医	院名	摘要
深江町	深江小学校	城野 健児	しろの医院	
	小林小学校	城野 健児	しろの医院	
	大野木場小学校	泉川 欣一	泉川病院	
	深江中学校	泉川 卓也	泉川病院	
布津町	布津小学校	明島 淳民	明島整形外科医院	
	飯野小学校	奥村 幸司	南島原クリニック	
	布津中学校	明島 淳民	明島整形外科医院	
有家町	有家小学校	小嶺 俊	小嶺整形外科クリニック	
		常岡 伯紹	つねおかクリニック	
	堂崎小学校	奥村 幸司	南島原クリニック	
	有家中学校	坂上 和平	坂上整形外科医院	
西有家町	西有家小学校	森田 十和子	永田内科泌尿器科医院	
		磯野 潔	いその産婦人科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
	西有家中学校	石川 和仁	石川内科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
北有馬町	有馬小学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	
	北有馬中学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	
南有馬町	南有馬小学校	中村 研二	中村医院	R8.4.1より
	南有馬中学校	太田 大作	菜の花クリニック	R8.4.1より
口之津町	口之津小学校	哲翁 和博	哲翁病院	
	口之津中学校	植木 英祐	植木内科医院	
加津佐町	加津佐小学校	寺澤 佳洋	口之津病院	
	加津佐中学校	池永 健	口之津病院	

議案第 8 号

南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

南島原市学校運営協議会規則（令和3年南島原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 業務量管理・健康確保措置の実施

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 業務量管理・健康確保措置の実施</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

南島原市学校運営協議会規則

令和3年7月5日

教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることにより、協議会の設置及び運営に資することを目的とする。

(協議会の趣旨)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。）の校長の権限と責任の下、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者その他教育委員会が必要と認める者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画及び地域住民等による学校運営への支援を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善と児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(協議会の設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する趣旨を踏まえ、別に定める区域に協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置する区域を定めようとするときは、その区域内の学校の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 業務量管理・健康確保措置の実施
- (3) 学校経営計画

(4) 組織編制

(5) 施設設備の管理

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(地域住民等の理解等の促進)

第5条 協議会は、前条に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解、連携及び協力が促進されるよう努めるものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を地域住民等に対して積極的に提供するよう努めるものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する趣旨を踏まえ、対象学校の職員の任用に関し、第4条第1項の基本的な方針に基づく学校の運営に資する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は長崎県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の委嘱)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、24人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(委員の任期等)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の次年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、委員を委嘱した後の最初の会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対象学校の校長及び職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議事の採決に参加することはできない。

(会議の公開)

第12条 会議は、協議会が必要と認めた場合を除き、公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を、営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(委員の報酬)

第14条 委員の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（平成18年南島原市条例第30号）に定めるところによる。

（委員の解嘱）

第15条 教育委員会は、委員から辞職の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該委員を解嘱することができる。

- （1） 第13条の規定に違反したとき。
- （2） 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- （3） その他解嘱に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解嘱する場合には、その理由を明示しなければならない。

（協議会の庶務）

第16条 協議会の庶務は、協議会を置く区域の対象学校において処理する。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月9日から施行する。

議案第9号

南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

提案理由

スポーツ基本法の一部改正及び長崎県公益財団法人長崎県スポーツ協会による大会名の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

また、施設の使用料の免除の対象について、市内の国公立の学校が対象であることを明確化するため、所要の改正を行うもの。

令和8年3月24日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(南島原市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 南島原市社会体育施設条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に改め、同条第5号中「国公立」を「市内の国公立」に改める。

様式第1号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に、「国公立」を「市内の国公立」に改める。

(南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に改め、同条第5号中「国公立」を「市内の国公立」に改める。

様式第1号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に、「国公立」を「市内の国公立」に改める。

(南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に改め、同条第5号中「国公立」を「市内の国公立」に改める。

様式第1号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に、「国公立」を「市内の国公立」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する告示 新旧対照表

南島原市社会体育施設条例施行規則（第1条関係）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>市内の国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民体育大会又は国民体育大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人
団体代表者氏名		電話番号	
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		面 コート
利用目的			
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円＝ 時間× 回× 円＝	円 円
			合計 円
備考		受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人
団体代表者氏名		電話番号	
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		面 コート
利用目的			
利用日時	月	照明利用	利用時間
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
	日 日 日 日 日		時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円＝ 時間× 回× 円＝	円 円
			合計 円
備考		受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則（第2条関係）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>市内の国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民体育大会又は国民体育大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人	
団体代表者氏名		電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		面 コート	
利用目的				
利用日時	月		照明利用	利用時間
	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円＝ 円	合計	
		時間× 回× 円＝ 円		円
備考			受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人	
団体代表者氏名		電話番号		
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()		面 コート	
利用目的				
利用日時	月		照明利用	利用時間
	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	時 分～ 時 分
	日	日	日	時 分～ 時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間× 回× 円＝ 円	合計	
		時間× 回× 円＝ 円		円
備考			受付者	

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則（第3条関係）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>市内の国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>県民体育大会又は国民体育大会</u>の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。</p> <p>(5) <u>国公立</u>の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数		人				
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面				
利用目的				コート				
利用日時	月				照明利用	利用時間		
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝	円	合計		
		時間×	回×	円＝	円			
備考				受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 5 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 () _____

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数		人				
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面				
利用目的				コート				
利用日時	月				照明利用	利用時間		
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝	円	合計		
		時間×	回×	円＝	円			
備考				受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民体育大会又は国民体育大会の市出身選手の強化
- 5 国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

南島原市社会体育施設条例施行規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理員)

第2条 南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）に管理員を置くことができる。

(利用の申請)

第3条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 プールを個人で利用するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、プール利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (4) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。
- (5) 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。

(7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第7条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第8条 体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用している体育施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第10条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第1号」とあるのは「様式第1号に準じて指定管理者が定める様式」と、第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第2号」とあるのは「様式第2号に準じて指定管理者が定める様式」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第12条ただし書」とあ

るのは「第19条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「様式第3号」とあるのは「様式第3号に準じて指定管理者が定める様式」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第10条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則（昭和58年深江町規則第11号）、深江町町民運動場使用規則（昭和53年深江町教育委員会規則第3号）、有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和56年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第2号）、西有家町B&G海洋センター規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第3号）、西有家町見岳地区社会体育用プール管理規則（昭和60年西有家町教育委員会規則第2号）、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成17年北有馬町規則第3号）、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成6年北有馬町規則第6号）、南有馬町運動公園使用規則（昭和58年南有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町武道館使用規則（平成15年南有馬町教育委員会規則第3号）、南有馬町民プール管理運営規則（平成3年南有馬町教育委員会規則第2号）、口之津町体育施設の管理規則（昭和53年口之津町教育委員会規則第4号）、口之津町民プール規則（昭和63年口之津町教育委員会規則第1号）、加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成15年加津佐町規則第8号）、加津佐町B&G海洋センター使用規則（昭和55年加津佐町教育委員会規則第8号）又は加津佐町弓道場使用規則（平成10年加津佐町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人					
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()				面			
利用目的					コート			
利用日時	月					照明利用	利用時間	
	日	日	日	日	日		時 分～	時 分
	日	日	日	日	日		時 分～	時 分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝	円	合計		
		時間×	回×	円＝	円	円		
備考						受付者		

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 5 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

様式第3号(第6条関係)

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名 ㊟
電 話

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1 利用予定年月日	年 月 日
2 納付年月日	年 月 日
3 利用を取り止めた施設	
4 利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例（平成18年南島原市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理員)

第2条 南島原市みそ五郎の森総合公園（以下「みそ五郎公園」という。）に管理員を置くことができる。

(休業日及び利用時間)

第3条 みそ五郎公園の休業日及び利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 休業日 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 みそ五郎公園（附属設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、みそ五郎公園の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の免除)

第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大

会で利用するとき。

- (4) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。
- (5) 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第8条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第9条 みそ五郎公園を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第10条 教育委員会は、みそ五郎公園の管理上必要があると認めるときは、現に利用しているみそ五郎公園に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第11条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市はその責めを負わない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西有家町みそ五郎の森総合公園管理条例施行規則(平成13年西有家町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						利用者数	人		
団体代表者氏名						電話番号			
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()					面			
利用目的						コート			
利用日時	月				照明利用	利用時間			
	日	日	日	日	日	時	分	時	分
	日	日	日	日	日	時	分	時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円=	円	合計			
		時間×	回×	円=	円	円			
備考						受付者			

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- その他

様式第3号(第7条関係)

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

㊟

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1 利用予定年月日	年 月 日
2 納付年月日	年 月 日
3 利用を取り止めた施設	
4 利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例（平成18年南島原市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放日及び利用時間)

第2条 社会体育活動等のために利用できる学校施設（以下「学校体育施設」という。）の開放日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請)

第3条 学校体育施設（附属設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、学校体育施設の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 プールを個人で利用するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、プール利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第9条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (4) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。

- (5) 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第7条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第8条 学校体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、学校体育施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用している体育施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第10条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校体育施設の使用に関する規則（昭和58年深江町教育委員会規則第1号）、有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和56年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第2号）、北有馬町立小中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和51年北有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年南有馬町教育委員会規則第2号）、口之津町体育施設の管理規則（昭和53年口之津町教育委員会規則第4号）、加津佐町立小・中学校体育館使用規則（昭和56年加津佐町教育委員会規則第3号）又は加津佐町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年加津佐町教育委員会規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

学校体育施設の種類	開放日	開放時間	
体育館	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 22 : 00
		学校休業日	9 : 00 ~ 22 : 00
グラウンド（夜間照明施設を設置している学校）	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 22 : 00
		学校休業日	9 : 00 ~ 22 : 00
グラウンド（夜間照明施設を設置していない学校）	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 日没
		学校休業日	9 : 00 ~ 日没
テニスコート	1 / 4 ~ 12 / 28	平日	18 : 00 ~ 22 : 00
		学校休業日	9 : 00 ~ 22 : 00
プール	7 / 1 ~ 9 / 30	教育委員会が別に定める	

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名		利用者数	人					
団体代表者氏名		電話番号						
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()			面				
利用目的				コート				
利用日時	月				照明利用	利用時間		
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
	日	日	日	日	日	時	分～時	分
使用料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝	円	合計		
		時間×	回×	円＝	円	円		
備考					受付者			

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 5 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

様式第3号（第6条関係）

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

㊦

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1 利用予定年月日	年 月 日
2 納付年月日	年 月 日
3 利用を取り止めた施設	
4 利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第10号

南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求める。

令和8年3月24日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【退職者】

(令和8年3月31日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
長崎県南島原市立南有馬小学校校長	大草 修三	教育委員会事務局学校教育課長 兼指導主事
長崎県南島原市立加津佐中学校校長	宮寄 和香	教育委員会事務局学校教育課教育参事監 兼指導主事
長崎県南島原市立大野木場小学校教頭	山下 太英子	教育委員会事務局学校教育課主幹 兼指導主事

【市長部局等への出向者】

(令和8年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
総務部防災課長	佐々木 航	教育委員会事務局教育総務課長
市民生活部南有馬支所長	鬼塚 俊範	教育委員会事務局文化財課文化財班参事
教育委員会事務局生涯学習課付教育参事監 兼指導主事 一般社団法人地域クラブサポートセンター派遣	塩田 英一	教育委員会事務局生涯学習課教育参事監 兼指導主事
市民生活部税務課参事	中村 隆敏	教育委員会事務局文化財課長
福祉保健部福祉課総務高齢班参事	大寄 浩平	教育委員会事務局生涯学習課 スポーツ振興班参事
環境水道部上下水道課参事	草野 正士	教育委員会事務局生涯学習課参事
農林水産部農村整備課副参事	猿渡 忠敬	教育委員会事務局生涯学習課副参事
建設部都市計画課副参事	渡部 裕輔	教育委員会事務局生涯学習課副参事
教育委員会事務局生涯学習課付副参事 一般社団法人地域クラブサポートセンター派遣	山崎 友裕	教育委員会事務局学校教育課副参事

【新規採用】

(令和8年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課長 兼指導主事	黒岩 洋史	長崎県教育庁義務教育課中学校人事班参事
教育委員会事務局学校教育課教育参事監 兼指導主事	小玉 史明	長崎県対馬市立豆殿中学校校長
教育委員会事務局学校教育課教育参事監 兼指導主事	高木 祥一	長崎県南島原市立野田小学校教頭
教育委員会事務局学校教育課参事 兼指導主事	荒木 麻織	長崎県南島原市立西有家小学校教諭
教育委員会事務局文化財課主事(学芸員)	馬場 紀聡	
教育委員会事務局生涯学習課主査 (任期付)	小田 英夫	

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【市長部局等から教育委員会への転入者】

(令和8年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局生涯学習課 スポーツ振興班参事	松坂 龍	農林水産部農林課参事
教育委員会事務局生涯学習課参事	隈部 清久	市民生活部布津支所参事
教育委員会事務局生涯学習課参事	永石 和也	総務部管財契約課参事
教育委員会事務局文化財課参事	永吉 共泰	市民生活部南有馬支所長
教育委員会事務局教育総務課 教育総務班副参事	笹田 真二	福祉保健部福祉課副参事
教育委員会事務局生涯学習課主査	八木 優志	市民生活部北有馬支所主査
教育委員会事務局文化財課主事	松尾 姫奈	市民生活部市民課主事

【昇任・昇格者】

(令和8年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局教育総務課長	井上 実	教育委員会事務局教育総務課教育総務班参事
教育委員会事務局文化財課長	岩永 正貴	教育委員会事務局文化財課 世界遺産推進班参事
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	野間 陽介	教育委員会事務局学校教育課参事 兼指導主事
教育委員会事務局文化財課 文化財班参事(学芸員)	伊藤 健司	教育委員会事務局文化財課参事(学芸員)
教育委員会事務局文化財課 世界遺産推進班参事	金子 修二	教育委員会事務局文化財課参事
教育委員会事務局文化財課主査(学芸員)	小関 和子	教育委員会事務局文化財課主事(学芸員)

【暫定再任用職員】

(令和8年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局文化財課主査	栗田 一政	
教育委員会事務局教育総務課主査 (短時間勤務)	松藤 邦夫	

南島原市立小・中学校 適正規模・適正配置について

報告書

令和8年3月10日

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 検討委員会の経過	2
2. 市立小・中学校の現状と課題	3
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 学校数の推移	
(3) 学校規模の現状と課題	
3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方	5
〈検討委員会で出された主な意見〉	
(1) 適正規模について	
(2) 適正配置について	
(3) その他	
4. 学校規模についての検討	7
5. 小中一貫教育についての検討	9
6. 適正規模・適正配置の方向性	10
おわりに	11
【資料】	12
○小学校統廃合の経過	
○人口の推移及び将来人口推計	
○南島原市立小・中学校 児童生徒数・学級数の推移（予測）	
○長崎県公立小・中学校における学級編制の基準	
○中学校の学校規模別教職員配置（例）	
○学校施設一覧	
○距離の目安	
○「小・中学校 適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果概要版	
○南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱	
○南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会名簿	

はじめに

南島原市では、平成22年度に「南島原市立小学校適正規模適正配置事業基本方針」を定め、平成24年度に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」に基づき、小学校の統廃合を計画的に進めてきた結果、一定の成果を得ています。

しかしながら、今後も児童生徒数の減少が見込まれており、児童生徒の減少や学校施設の老朽化などの課題に対応するため、小学校のみならず中学校の適正規模・適正配置についても検討する時期にきています。

このようなことから、令和7年5月28日に南島原市教育委員会からの委嘱を受け、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会（以下「検討委員会」）では、本市における児童生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、南島原市立小・中学校の適正規模及び適正配置の在り方について検討を行ってきました。

検討委員会では、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、子どもたちのことを最優先に考えるという方針のもと、統廃合だけではなく、小規模校として存続させることも含め、将来にわたって子どもたちがより良い環境で学校教育を受けることができるよう、計5回にわたり慎重に議論を重ねました。検討委員会で出された意見を取りまとめましたので、ここに報告します。

今後、南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針等の策定に当たっては、本報告の内容を尊重されたい。

1. 検討委員会の経過

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年5月28日	①本市の現状について <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の推移 ・学校施設建築年数 ②適正規模・適正配置について <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・小中一貫教育 ・遠隔教育 ・学校選択制
第2回	令和7年7月11日	①事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール ・義務教育学校 ・小中高一貫教育 ②グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達にとってより良い教育環境とは
第3回	令和7年9月26日	①令和の学校を考える <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模について ・南島原市の現状 ・小規模校のメリット、デメリット ・本市学校教育の課題 ・令和の時代に求められる学校の姿 ・これからの学校の形
第4回	令和7年11月7日	①小・中学校の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模について ・適正配置について ・その他
第5回	令和8年1月30日	①報告書（案）について

※会議資料や会議録は市ホームページに掲載しています。



2. 市立小・中学校の現状と課題

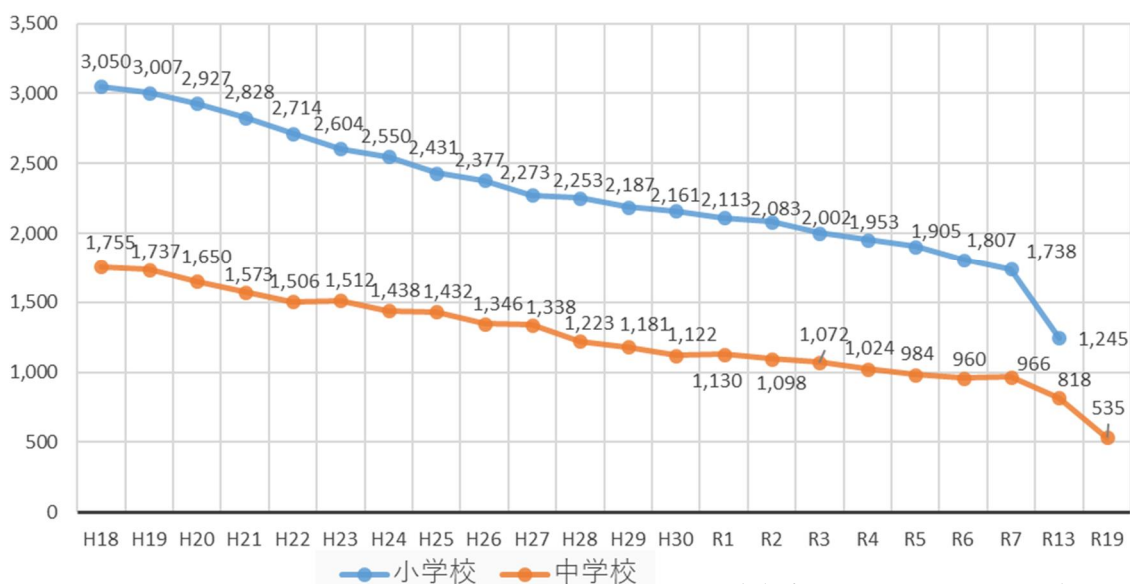
(1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、合併当初の平成18年5月1日時点では、小学校の児童数が3,050人、中学校の生徒数が1,755人でした。

令和7年5月1日現在では、小学校の児童数が1,738人、中学校の生徒数が966人となっており、平成18年と比較すると、児童数が1,312人減(△43.0%)、生徒数が789人減(△45.0%)となっています。

今後の児童生徒数の推移につきましては、引き続き減少が見込まれ、6年後の令和13年には、小学校の児童数が1,245人(R7比△493人、△28.4%)、中学校の生徒数が818人(R7比△148人、△15.3%)、12年後の令和19年には、生徒数が535人(R7比△431人、△44.6%)になると推計されています。

児童生徒数の推移・予測



※各年度5月1日現在、R13以降は予測

(2) 学校数の推移

学校数については、合併前の平成16年に旧深江町の「小林小学校 山の寺分校」が本校へ併合、旧北有馬町の4小学校を統合し「有馬小学校」が開校。翌17年には旧口之津町の3小学校を統合し「口之津小学校」が開校しています。

合併当初の平成18年4月時点では、小学校（本校）が25校、分校が6校でした。

その後、平成24年度に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」に基づき、小学校の統廃合を計画的に進めてきた結果、令和7年4月時点では小学校（本校）が13校、分校が2校となっており、平成18年と比較すると、本校12校減（△48.0%）、分校4校減（△66.7%）となっています。

なお、中学校は、合併当初から旧町に1校の合計8校となっています。

(3) 学校規模の現状と課題

令和7年度における本市の学校規模を国が示す学校規模の標準に照らすと、小学校では、12学級から18学級の適正規模校は2校、12学級未満の小規模校が9校、複式学級を有する過小規模校が2校となっています。

中学校は、8校全てが12学級未満の小規模校となっており、本市の小・中学校の大半は小規模校以下となっています。

このことは、個に応じた指導が行いやすいなどのメリットはあるものの、児童生徒数や教職員数が少ないことにより、子どもたちの社会性の育成や学力向上対策について下記のような課題をもたらしています。

- ・クラス替えが出来ず、人間関係が固定化しやすい
- ・クラスに男女比の偏りが生じる
- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・経験年数、専門教科、男女比等のバランスのとれた教職員の配置が難しい
- ・免許外指導の教科が生じる
- ・教職員数が少なく、校務に時間が割かれるため、児童生徒への細かな対応ができない

3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

また、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

このような観点を踏まえ検討を行い、次のような意見が出されました。

(1) 適正規模について

- 法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされており、本市においても妥当と考える。
- 人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともにクラス替えができる規模を確保することが望ましい。
- 中学校は教科担任制であることから、指導方法の改善や校内研究体制の充実を図るため、同じ教科の教職員を一定規模で複数配置できる12学級以上が望ましい。
- 一定規模の学校を維持するためには、小学校同士、中学校同士の横の統合だけでは限りがあるため、義務教育学校などの小中一貫教育、更には高校との連携など、縦の繋がりも含めた教育体制の構築も有効である。
- 児童生徒が成長していく過程においては、ある程度の集団規模が必要だと考える。特に、非認知能力（積極性や忍耐力、協調性など、数値で測れない人間的な力）を育成するうえでは、重要な要素になると思われる。まずは、小・中学校を「義務教育学校」として、ある程度の学校規模を確保していくのが良いのではないかと。

(2) 適正配置について

- 国が示す、徒歩や自転車による通学距離として、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準は妥当と考えられる。
- 遠距離通学となる場合は、公共交通機関への助成やスクールバスの導入など通学の負担増に対する対策を講じ、通学時間はおおむね1時間以内となることが望ましい。
- 地域のことを考えると、小学校は旧町に1つずつくらいあると良いのではと思う。
- 通学の面で、小学生（特に低学年）には、負担がかかりすぎないように配慮が必要。
- 南島原市は1つであるため、旧町概念はなくして学校配置や校区を考えてよい。

(3) その他

- 少人数教育だと、学力が低下する懸念もあるが、小規模でもICT活用や他校との連携を通じて、教育効果を高められないか。
- 複式学級の解消、分校の本校併合を先行して進める必要がある。
- 小中一貫教育による9年間を通じた教育課程、小・中学校の教職員の相互乗り入れ授業などは、学力向上対策として大変魅力的である。
- 統合により学校規模が大きくなれば、部活動の充実にも期待ができる。
- 人間関係が難しい子や不登校の子などが、別の学校を選択できるように学校選択制（特認校制など）を導入するなどの配慮が必要である。
- 統合する場合は、通学区域が広がり、一部の地域から学校がなくなること、学校と地域との関係が希薄化する懸念があるため、コミュニティ・スクールの設置などにより、地域とのつながりを残す取組も必要である。
- 地域に学校があることに越したことはないため、統廃合に反対する声は多いかもしれない。しかし、どう考えても子どもの数は少なくなるので、10年以内には統廃合しないといけないと思う。
- 校舎の老朽化も深刻な問題となっている。安全で安心な環境で子どもたちが学び、成長できる環境の整備が必要である。
- 可能な限り将来を見据えた再編を行い、一度、統廃合を経験した年代が、在学中に次の統廃合がないように、子どもたちの環境の変化や負担軽減に最大限配慮してほしい。

4. 学校規模についての検討

これからの学校規模の在り方として、小規模校存続の可能性や統廃合をする場合の学校規模について、次の4つのパターンでの検討を行いました。

- ①そのまま小規模校として残す場合
- ②2地区統合（隣接する2地区で統合を考えた場合）
- ③4地区統合（加津佐～北有馬・西有家～深江で統合を考えた場合）
- ④5・3地区統合（加津佐～西有家・有家～深江で統合を考えた場合）

①そのまま小規模校として残す場合

小学校では、野田小は令和8年度から加津佐小と統合することにより、複式学級は解消されるが、加津佐～北有馬までは全ての小学校の全学年が1クラスである。有家小は令和8年度、西有家小は令和9年度から1クラスの学年が発生する。令和10年度から小林小、令和13年度から堂崎小に複式学級が発生し、飯野小は令和12年度から全ての学年が複式学級となる予測となっている。

中学校では、加津佐～北有馬までは全ての中学校の全学年が1クラスで、西有家中は令和15年度、有家中は令和17年度、深江中は令和18年度から1クラスの学年が発生する予測となっている。

このように、統廃合を実施せず小規模校として残す場合は、加津佐～北有馬までは、全ての小・中学校の全学年が1クラスであるため、小学校から中学校までの人間関係の固定化が懸念される。有家～深江についても、小学校で新たな複式学級が発生するなど、後年度になるにつれ小規模校としてのデメリットが大きくなるものと考えられる。

②2地区統合（隣接する2地区で統合を考えた場合）

小学校では、南有馬・北有馬地区は令和7年度の時点ですでに1クラスの学年が半数以上となる。布津・深江地区は令和7年度、西有家・有家地区は令和11年度から2クラスの学年が発生する。

中学校では、南有馬・北有馬地区は令和9年度、加津佐・口之津地区は令和16年度から1クラスの学年が発生する。布津・深江地区は令和12年度、西有家・有家地区は令和16年度から2クラスの学年が発生する。

このように、2地区で統合した場合、既に1クラスの地区があるなど統合しても規模的には小さく、複式学級の解消やクラス替えが可能となる規模を維持するためには、再度の統合が必要となり、子どもたちに与える環境変化などの負担が大きくなるため、統合のメリットは少ないと考えられる。

③4地区統合（加津佐～北有馬・西有家～深江で統合を考えた場合）

小学校では、加津佐～北有馬地区は令和10年度から2クラスの学年が発生し、令和12年度からは2クラスの学年が半数以上となる。西有家～深江地区は令和10年度まで7クラスの学年が存在する。

中学校では、加津佐～北有馬地区は令和12年度から2クラスの学年が発生し、令和19年度からは全学年2クラスとなる。西有家～深江地区は令和11年度まで7クラスの学年が存在する。

このように、4地区で統合した場合、加津佐～北有馬地区はクラス替えが可能となり、中学校の免許外指導も解消できるが、一方で教職員1人当たりの負担が増えるなど統合の効果は少なく、逆に、西有家～深江地区は規模が大きくなり過ぎ、地域間で規模の格差が生じる。

④5・3地区統合（加津佐～西有家・有家～深江で統合を考えた場合）

小学校では、令和13年度の時点で加津佐～西有家地区は3～4クラスの合計20クラス、有家～深江地区は3～5クラスの合計23クラスの規模となる。

中学校では、加津佐～西有家地区、有家～深江地区のどちらも令和19年度から2クラスの学年が発生するが、それまでは3クラス以上を維持できる。

このように、5・3地区で統合した場合、小・中学校とも学校規模的には安定し、クラス替えが可能となり人間関係の固定化が解消できる。また、中学校では免許外指導を解消し、バランスのとれた教職員配置ができる規模となる。

《クラス数と教職員配置》

- ・クラス数で教職員の配置数が決まる
- ・教職員数が少ないと教職員1人に対する校務の負担が増し、児童生徒への支援や指導の時間が減る
- ・1学年1クラス規模の学校では免許外指導が発生する（中学校）
- ・1学年2クラス規模の学校では免許外指導は解消できるが、教職員1人当たりの授業時数が最大となり負担が大きくなる（中学校）
- ・1学年3クラス以上の規模の学校では、6教科以上に複数教職員の配置が可能となり、教職員の校内での研究体制が充実し指導方法が改善するなど、生徒の学力向上にも期待ができる（中学校）

5. 小中一貫教育についての検討

小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の教育内容の量的・質的充実に対応し、「令和の日本型学校教育」で求められる、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、小中一貫教育のうちでも効果が大きいとされる義務教育学校について検討を行いました。

義務教育学校については、デメリットもあるものの、本市の場合は下記のようなメリットが考えられます。

【一般的なデメリット】

- ・小学校卒業時の達成感や中学校入学時の期待感が減る
- ・小学校高学年のリーダーシップを養う機会の減少
- ・低学年が高学年に委縮

【本市におけるメリット】

- ・学校の社会性育成機能の強化
- ・義務教育9年間を見通した教育課程の編成と実施
- ・小学校、中学校の連携（小・中教職員の相互乗り入れ授業の実施）
- ・バランスの取れた教職員配置による学校運営の安定と教育の質の向上
- ・小学校高学年からの教科担任制の導入

このように、豊かな繋がりが保障された教育環境の中で、社会に開かれた教育課程を実現し、本市の児童生徒の学力と人間力の向上を目指すうえでは、義務教育学校の効果が期待されます。

また、将来的に更に少子化が進んだ場合でも、小学校と中学校が縦で繋がることで学校としての集団規模を維持できるため、学校の社会性育成機能の強化などに効果があるものと考えられます。

6. 適正規模・適正配置の方向性

本委員会では、小・中学校の適正規模・適正配置の在り方について「3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方」で示した考え方を基に、①小規模校存続の可能性、②義務教育学校を含む小中一貫教育、③統廃合する場合（規模、配置、時期など）、④その他留意すべき点の観点から議論を重ねてきました。

その結果、15年～20年後を見据えて規模の適正化を図るため、既存学校の単純な統廃合に終わるのではなく、市内小・中学校の集約、再編による新たな教育体制の構築が必要との結論に至り、以下の方向性を提示します。

- 学校規模は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」を目安とし、1学年3学級以上の学校規模の維持に配慮する。
- 経験年数、専門教科、男女比等のバランスのとれた教職員配置に配慮する。
- 通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内、通学時間は、1時間以内を目安とする。
- 10年以内を目安に集約、再編する。
- 校舎の老朽化等を踏まえ、施設を整備するとともに、最新の設備や機器で子どもたちが安全で安心して学べる環境を構築する。
- 義務教育学校などの小中一貫教育校の設置について検討を進める。
- 公立高校との連携なども視野に入れた検討を進める。
- コミュニティ・スクールとの連携などにより、地域との繋がりを維持する。
- 学校選択制の導入や学びの多様化学校の設置についての検討を進める。
- 交通計画を含む具体的な再編プランを早急に策定する。

これらの取組により、児童生徒の教育条件の改善と持続可能な学校運営を実現していくことを目指す。

おわりに

本市では、少子化の進行に伴い、今後もさらに児童生徒数が減少することが予測されています。

また、学校施設の老朽化などの課題も重なり、子どもたちが安心して学べる環境を整えるためには、長期的な視点に立った適正規模・適正配置の施策が必要不可欠となっています。

島原半島の南端に位置し、豊かな自然環境を有する一方で、交通の利便性が悪く地理的条件が不利な本市において、「令和の日本型学校」を目指す上では、学校運営の在り方や地域社会との協働が重要な鍵となります。子どもたちが質の高い教育を受けるためには、一定の学校規模を確保したうえでICT機器などを積極的に活用し、学びの幅を広げるとともに、コミュニティ・スクールとして地域と学校が一体となって子どもたちを育む環境を構築することが求められます。

本報告書は、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会が、子どもたちを「ど真ん中」に置き、児童生徒の教育条件の改善を最優先に考えながら議論を行い、その意見を取りまとめたものです。

この報告書が、本市の宝である子どもたちの教育環境充実の一助となり、子どもたちの笑顔があふれる南島原市となることを願ってやみません。

〔資料〕

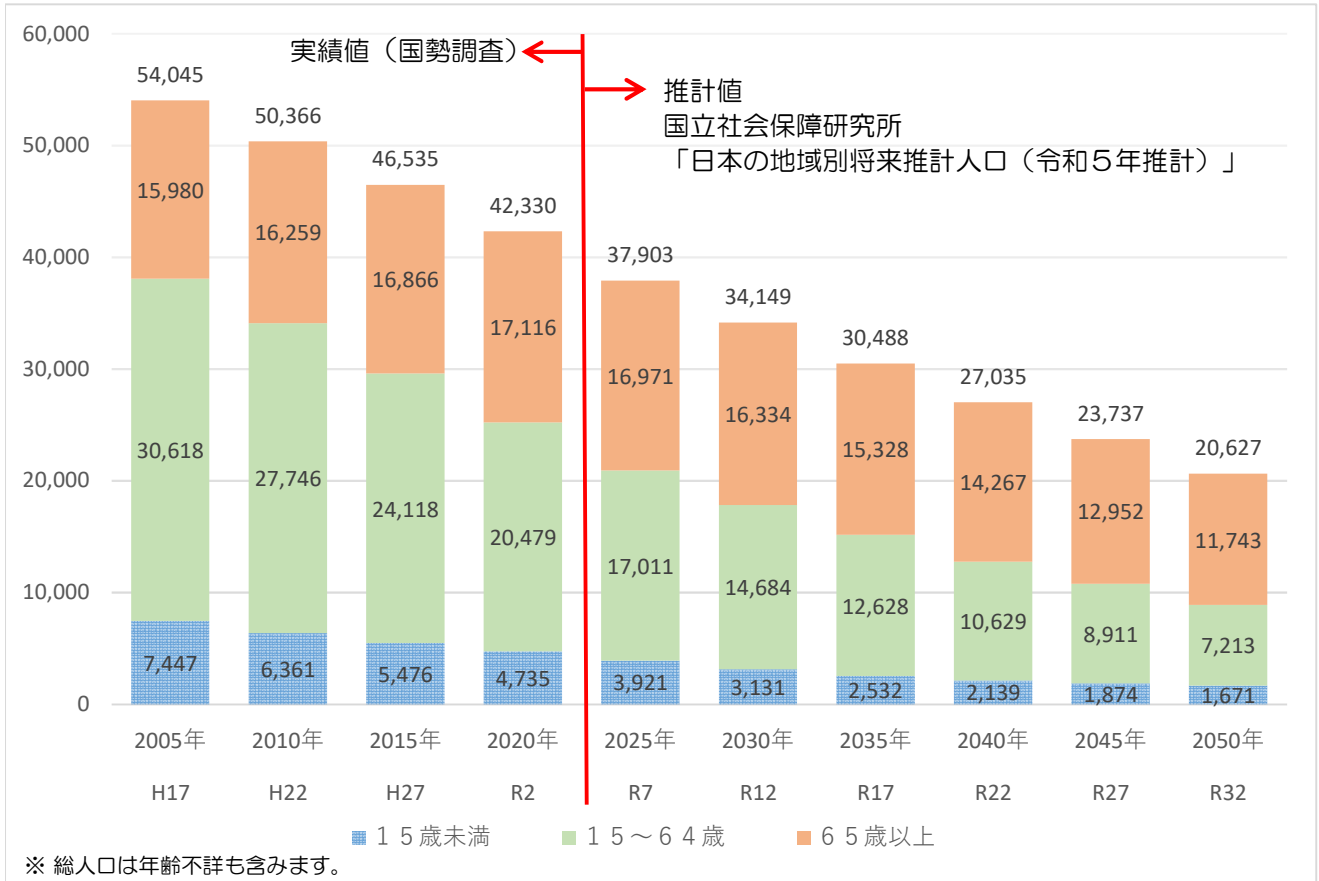
●小学校統廃合の経過

地区	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	R3年度
加津佐	加津佐東小	加津佐東小	加津佐東小	加津佐東小	加津佐東小	加津佐小	加津佐小	加津佐小	加津佐小
	津波見小	津波見小	津波見小	津波見小	津波見小				
	山口小	山口小	山口小	山口小	山口小				
	野田小	野田小	野田小	野田小	野田小	野田小	野田小	野田小	野田小
口之津	第一小	第一小	口之津小	口之津小	口之津小	口之津小	口之津小	口之津小	口之津小
	第二小	第二小							
	第三小	第三小							
南有馬	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小	南有馬小
	吉川小	吉川小	吉川小	吉川小	吉川小	吉川小			
	白木野小	白木野小	白木野小	白木野小	白木野小	白木野小			
	古園小	古園小	古園小	古園小	古園小	古園小			
	梅谷小	梅谷小	梅谷小	梅谷小	梅谷小	梅谷小			
北有馬	北有馬小	有馬小	有馬小	有馬小	有馬小	有馬小	有馬小	有馬小	有馬小
	田平小								
	西正寺小								
	坂下小								
西有家	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小	西有家小
	龍石小	龍石小	龍石小	龍石小	龍石小	龍石小			
	慈恩寺小	慈恩寺小	慈恩寺小	慈恩寺小	慈恩寺小	慈恩寺小			
	長野小	長野小	長野小	長野小	長野小	長野小			
	塔ノ坂分校	塔ノ坂分校	塔ノ坂分校	塔ノ坂分校	長野小	長野小			
	見岳小	見岳小	見岳小	見岳小	見岳小	見岳小			
有家	有家小	有家小	有家小	有家小	有家小	有家小	有家小	有家小	有家小
	蒲河小	蒲河小	蒲河小	蒲河小	蒲河小	蒲河小	蒲河小	蒲河小	
	新切小	新切小	新切小	新切小	新切小	新切小	新切小	新切小	堂崎小
	堂崎小	堂崎小	堂崎小	堂崎小	堂崎小	堂崎小	堂崎小	堂崎小	
	木場分校	木場分校	木場分校	木場分校	木場分校	堂崎小	堂崎小	堂崎小	
布津	布津小	布津小	布津小	布津小	布津小	布津小	布津小	布津小	布津小
	第一分校	第一分校	第一分校	第一分校	第一分校	第一分校	第一分校		
	第二分校	第二分校	第二分校	第二分校	第二分校	第二分校	第二分校		
	飯野小	飯野小	飯野小	飯野小	飯野小	飯野小	飯野小		
深江	深江小	深江小	深江小	深江小	深江小	深江小	深江小	深江小	深江小
	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校	馬場分校
	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校	諏訪分校
	小林小	小林小	小林小	小林小	小林小	小林小	小林小	小林小	小林小
	山の寺分校								
	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小	大野木場小
合計	30校	27校	25校	25校	25校	23校	19校	15校	13校
	7分校	6分校	6分校	6分校	5分校	4分校	4分校	2分校	2分校

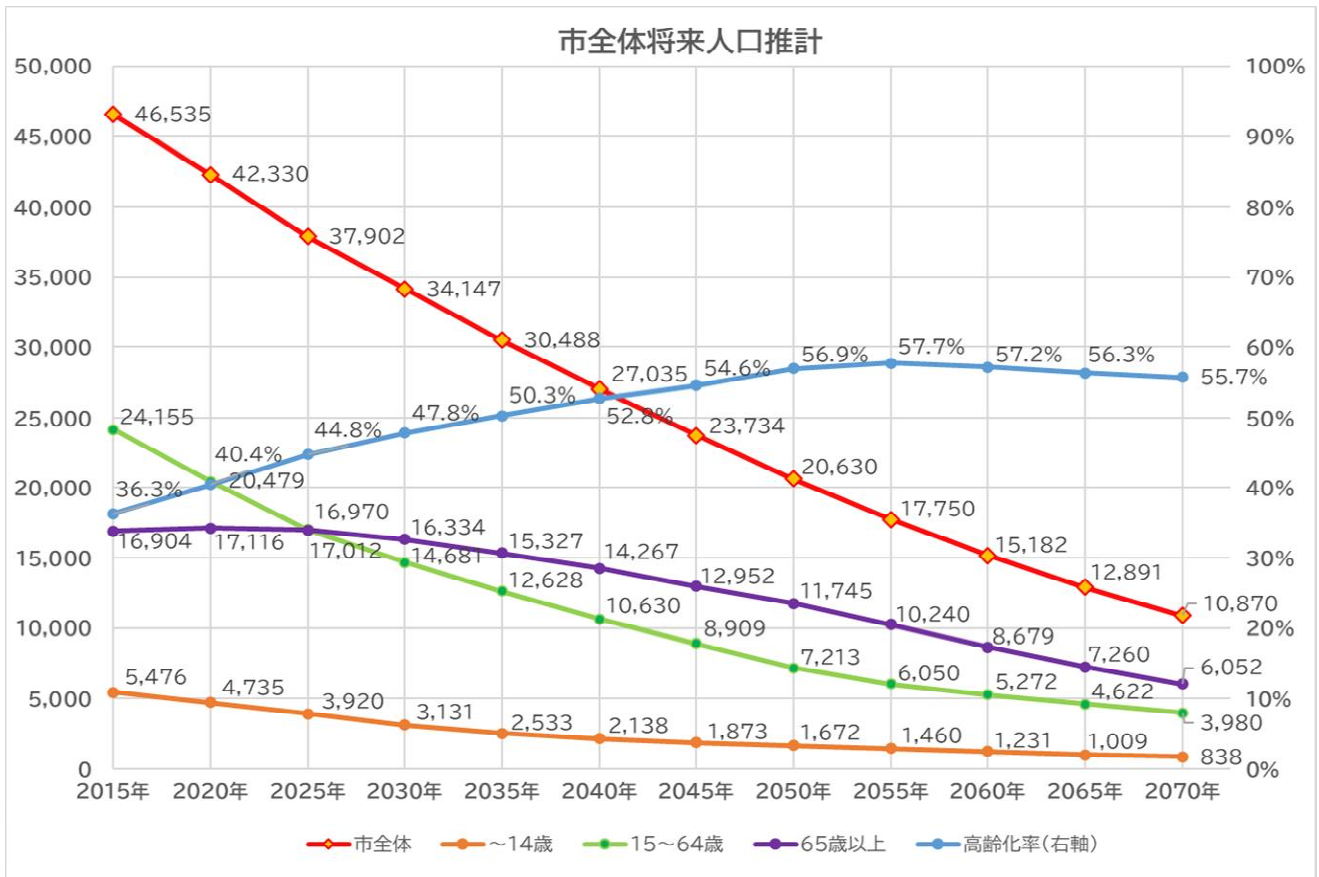
◎平成15年度比 本校17校減(▲56.7%)・分校5校減(▲71.4%)

◎平成18年度比 本校12校減(▲48.0%)・分校4校減(▲66.7%)

人口の推移及び将来人口推計



人口動向分析・将来人口推計のためのワークシート(内閣府地方創生推進室R6.6版)による



南島原市立小・中学校 児童生徒数・学級数の推移(予測)

■ 小学校

令和7年5月1日現在

：複式学級

通番	学校	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	加津佐小学校	25	17	21	26	20	26	135	1	1	1	1	1	1	6
2	野田小学校	8	5	4	4	9	8	38	1	1	1	1	1	1	4
3	口之津小学校	16	19	23	17	23	26	124	1	1	1	1	1	1	6
4	南有馬小学校	20	23	20	21	16	29	129	1	1	1	1	1	1	6
5	有馬小学校	13	16	12	13	19	20	93	1	1	1	1	1	1	6
6	西有家小学校	45	49	51	48	46	59	298	2	2	2	2	2	2	12
7	有家小学校	33	39	50	51	55	45	273	2	2	2	2	2	2	12
8	堂崎小学校	11	19	13	21	13	19	96	1	1	1	1	1	1	6
9	布津小学校	28	19	28	27	29	29	160	1	1	1	1	1	1	6
10	飯野小学校	8	4	9	6	11	7	45	1	1	1	1	1	1	4
11	深江小学校	20	15	35	27	31	40	168	1	1	1	1	1	2	7
	〃 馬場分校	10	16					26	1	1					2
	〃 諏訪分校	4					4	1					1		
12	小林小学校	17	7	15	15	16	15	85	1	1	1	1	1	1	6
13	大野木場小学校	13	8	10	12	8	13	64	1	1	1	1	1	1	6
	小学生 計	271	256	291	288	296	336	1,738	17	16	13	15	13	16	90

令和13年度予測 (R6.4.2~R7.4.1に生まれた子どもが小学1年生になった時)

：複式学級予測

通番	学校	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	加津佐小学校	11	14	13	20	16	22	96	1	1	1	1	1	1	6
2	野田小学校	2	4	2	9	4	5	26	1	1	1	1	1	1	3
3	口之津小学校	14	15	18	17	17	20	101	1	1	1	1	1	1	6
4	南有馬小学校	22	12	15	22	18	23	112	1	1	1	1	1	1	6
5	有馬小学校	7	9	8	14	11	6	55	1	1	1	1	1	1	6
6	西有家小学校	24	25	30	32	27	44	182	1	1	1	1	1	2	7
7	有家小学校	25	25	47	28	43	41	209	1	1	2	1	2	2	9
8	堂崎小学校	8	6	8	10	9	17	58	1	1	1	1	1	1	5
9	布津小学校	18	10	22	21	32	18	121	1	1	1	1	1	1	6
10	飯野小学校	5	3	4	8	5	5	30	1	1	1	1	1	1	4
11	深江小学校	2	8	27	26	30	37	130	1	1	1	1	1	2	7
	〃 馬場分校	11	9					20	1	1					2
	〃 諏訪分校	3					3	1					1		
12	小林小学校	3	4	10	8	7	8	40	1	1	1	1	1	1	4
13	大野木場小学校	8	12	12	10	15	5	62	1	1	1	1	1	1	6
	小学生 計	163	156	216	225	234	251	1,245	15	12	12	12	12	15	78

令和7年度との比較

R13 (6年後)	▲ 108	▲ 100	▲ 75	▲ 63	▲ 62	▲ 85	▲ 493	▲ 2	▲ 4	▲ 1	▲ 3	▲ 1	▲ 1	▲ 12
-----------	-------	-------	------	------	------	------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

〈各地区〉

■加津佐小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	26	20	26	21	17	25	22
	5	20	26	21	17	25	22	16
	4	26	21	17	25	22	16	20
	3	21	17	25	22	16	20	13
	2	17	25	22	16	20	13	14
	1	25	22	16	20	13	14	11
	合計	135	131	127	121	113	110	96

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6

前年度との比較	-4	-4	-6	-8	-3	-14
R7年度との比較	-4	-8	-14	-22	-25	-39
	-3.0%	-5.9%	-10.4%	-16.3%	-18.5%	-28.9%

■野田小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	8	9	4	4	5	8	5
	5	9	4	4	5	8	5	4
	4	4	4	5	8	5	4	9
	3	4	5	8	5	4	9	2
	2	5	8	5	4	9	2	4
	1	8	5	4	9	2	4	2
	合計	38	35	30	35	33	32	26

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	4	4	4	4	4	3	3

前年度との比較	-3	-5	5	-2	-1	-6
R7年度との比較	-3	-8	-3	-5	-6	-12
	-7.9%	-21.1%	-7.9%	-13.2%	-15.8%	-31.6%

■口之津小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	26	23	17	23	19	16	20
	5	23	17	23	19	16	20	17
	4	17	23	19	16	20	17	17
	3	23	19	16	20	17	17	18
	2	19	16	20	17	17	18	15
	1	16	20	17	17	18	15	14
	合計	124	118	112	112	107	103	101

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6

前年度との比較	-6	-6	0	-5	-4	-2
R7年度との比較	-6	-12	-12	-17	-21	-23
	-4.8%	-9.7%	-9.7%	-13.7%	-16.9%	-18.5%

■南有馬小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	29	16	21	20	23	20	23
	5	16	21	20	23	20	23	18
	4	21	20	23	20	23	18	22
	3	20	23	20	23	18	22	15
	2	23	20	23	18	22	15	12
	1	20	23	18	22	15	12	22
	合計	129	123	125	126	121	110	112

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6

前年度との比較	-6	2	1	-5	-11	2
R7年度との比較	-6	-4	-3	-8	-19	-17
	-4.7%	-3.1%	-2.3%	-6.2%	-14.7%	-13.2%

〈各地区〉

■有馬小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	20	19	13	12	16	13	6
	5	19	13	12	16	13	6	11
	4	13	12	16	13	6	11	14
	3	12	16	13	6	11	14	8
	2	16	13	6	11	14	8	9
	1	13	6	11	14	8	9	7
	合計	93	79	71	72	68	61	55

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6

前年度との比較	-14	-8	1	-4	-7	-6
R7年度との比較	-14	-22	-21	-25	-32	-38
	-15.1%	-23.7%	-22.6%	-26.9%	-34.4%	-40.9%

■西有家小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	59	46	48	51	49	45	44
	5	46	48	51	49	45	44	27
	4	48	51	49	45	44	27	32
	3	51	49	45	44	27	32	30
	2	49	45	44	27	32	30	25
	1	45	44	27	32	30	25	24
	合計	298	283	264	248	227	203	182

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	2	2	2	2	2	2	2
	5	2	2	2	2	2	2	1
	4	2	2	2	2	2	1	1
	3	2	2	2	2	1	1	1
	2	2	2	2	1	1	1	1
	1	2	2	1	2	1	1	1
	合計	12	12	11	11	9	8	7

前年度との比較	-15	-19	-16	-21	-24	-21
R7年度との比較	-15	-34	-50	-71	-95	-116
	-5.0%	-11.4%	-16.8%	-23.8%	-31.9%	-38.9%

■有家小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	45	55	51	50	39	33	41
	5	55	51	50	39	33	41	43
	4	51	50	39	33	41	43	28
	3	50	39	33	41	43	28	47
	2	39	33	41	43	28	47	25
	1	33	41	43	28	47	25	25
	合計	273	269	257	234	231	217	209

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	2	2	2	2	2	1	2
	5	2	2	2	2	1	2	2
	4	2	2	2	1	2	2	1
	3	2	2	1	2	2	1	2
	2	2	1	2	2	1	2	1
	1	2	2	2	1	2	1	1
	合計	12	11	11	10	10	9	9

前年度との比較	-4	-12	-23	-3	-14	-8
R7年度との比較	-4	-16	-39	-42	-56	-64
	-1.5%	-5.9%	-14.3%	-15.4%	-20.5%	-23.4%

■堂崎小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	19	13	21	13	19	11	17
	5	13	21	13	19	11	17	9
	4	21	13	19	11	17	9	10
	3	13	19	11	17	9	10	8
	2	19	11	17	9	10	8	6
	1	11	17	9	10	8	6	8
	合計	96	94	90	79	74	61	58

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	5

前年度との比較	-2	-4	-11	-5	-13	-3
R7年度との比較	-2	-6	-17	-22	-35	-38
	-2.1%	-6.3%	-17.7%	-22.9%	-36.5%	-39.6%

〈各地区〉

■布津小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	29	29	27	28	19	28	18
	5	29	27	28	19	28	18	32
	4	27	28	19	28	18	32	21
	3	28	19	28	18	32	21	22
	2	19	28	18	32	21	22	10
	1	28	18	32	21	22	10	18
	合計	160	149	152	146	140	131	121

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	2	1	1	1	1
	合計	6	6	7	6	6	6	6

前年度との比較	-11	3	-6	-6	-9	-10
R7年度との比較	-11	-8	-14	-20	-29	-39
	-6.9%	-5.0%	-8.8%	-12.5%	-18.1%	-24.4%

■飯野小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	7	11	6	9	4	8	5
	5	11	6	9	4	8	5	5
	4	6	9	4	8	5	5	8
	3	9	4	8	5	5	8	4
	2	4	8	5	5	8	4	3
	1	8	5	5	8	4	3	5
	合計	45	43	37	39	34	33	30

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1		
	5		1	1	1	1	1	1
	4		1	1	1	1		
	3		1	1	1	1		
	2		1	1	1	1		
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	4	4	4	4	4	3	3

前年度との比較	-2	-6	2	-5	-1	-3
R7年度との比較	-2	-8	-6	-11	-12	-15
	-4.4%	-17.8%	-13.3%	-24.4%	-26.7%	-33.3%

■小林小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	15	16	15	15	7	17	8
	5	16	15	15	7	17	8	7
	4	15	15	7	17	8	7	8
	3	15	7	17	8	7	8	10
	2	7	17	8	7	8	10	4
	1	17	8	7	8	10	4	3
	合計	85	78	69	62	57	54	40

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	5	5	5	4

前年度との比較	-7	-9	-7	-5	-3	-14
R7年度との比較	-7	-16	-23	-28	-31	-45
	-8.2%	-18.8%	-27.1%	-32.9%	-36.5%	-52.9%

■大野木場小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	13	8	12	10	8	13	5
	5	8	12	10	8	13	5	15
	4	12	10	8	13	5	15	10
	3	10	8	13	5	15	10	12
	2	8	13	5	15	10	12	12
	1	13	5	15	10	12	12	8
	合計	64	56	63	61	63	67	62

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	1	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1	1
	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6

前年度との比較	-8	7	-2	2	4	-5
R7年度との比較	-8	-1	-3	-1	3	-2
	-12.5%	-1.6%	-4.7%	-1.6%	4.7%	-3.1%

〈各地区〉

■深江小

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	40	31	27	35	31	34	37
	5	31	27	35	31	34	37	30
	4	27	35	31	34	37	30	26
	3	35	31	34	37	30	26	27
	2	15	24	24	19	15	17	8
	1	20	17	10	11	12	6	2
	合計	168	165	161	167	159	150	130

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	2	1	1	1	1	1	2
	5	1	1	1	1	1	2	1
	4	1	1	1	1	2	1	1
	3	1	1	1	2	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	7	6	6	7	7	7	7	

前年度との比較	-3	-4	6	-8	-9	-20
R7年度との比較	-3	-7	-1	-9	-18	-38
	-1.8%	-4.2%	-0.6%	-5.4%	-10.7%	-22.6%

■深江小馬場分校

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2	16	10	13	11	11	10	9
	1	10	13	11	11	10	9	11
合計	26	23	24	22	21	19	20	

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2	2	

前年度との比較	-3	1	-2	-1	-2	1
R7年度との比較	-3	-2	-4	-5	-7	-6
	-11.5%	-7.7%	-15.4%	-19.2%	-26.9%	-23.1%

■深江小諏訪分校

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2	-	-	-	-	-	-	-
	1	4	7	9	4	5	2	3
合計	4	7	9	4	5	2	3	

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	

前年度との比較	3	2	-5	1	-3	1
R7年度との比較	3	5	0	1	-2	-1
	75.0%	125.0%	0.0%	25.0%	-50.0%	-25.0%

〈2各地区〉

■加津佐・口之津

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	60	52	47	48	41	49	47
	5	52	47	48	41	49	47	37
	4	47	48	41	49	47	37	46
	3	48	41	49	47	37	46	33
	2	41	49	47	37	46	33	33
	1	49	47	37	46	33	33	27
	合計	297	284	269	268	253	245	223

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	2	2	2	2	2	2	2
	5	2	2	2	2	2	2	2
	4	2	2	2	2	2	2	2
	3	2	2	2	2	2	2	1
	2	2	2	2	2	2	1	1
	1	2	2	2	2	2	2	1
	合計	12	12	12	12	12	11	9

前年度との比較	-13	-15	-1	-15	-8	-22
R7年度との比較	-13	-28	-29	-44	-52	-74
	-4.4%	-9.4%	-9.8%	-14.8%	-17.5%	-24.9%

■南有馬・北有馬

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	49	35	34	32	39	33	29
	5	35	34	32	39	33	29	29
	4	34	32	39	33	29	29	36
	3	32	39	33	29	29	36	23
	2	39	33	29	29	36	23	21
	1	33	29	29	36	23	21	29
	合計	222	202	196	198	189	171	167

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	2	1	1	1	2	1	1
	5	1	1	1	2	1	1	1
	4	1	1	2	1	1	1	2
	3	1	2	1	1	1	2	1
	2	2	1	1	1	2	1	1
	1	2	1	1	2	1	1	1
	合計	9	7	7	8	8	7	7

前年度との比較	-20	-6	2	-9	-18	-4
R7年度との比較	-20	-26	-24	-33	-51	-55
	-9.0%	-11.7%	-10.8%	-14.9%	-23.0%	-24.8%

■有家・西有家

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	123	114	120	114	107	89	102
	5	114	120	114	107	89	102	79
	4	120	114	107	89	102	79	70
	3	114	107	89	102	79	70	85
	2	107	89	102	79	70	85	56
	1	89	102	79	70	85	56	57
	合計	667	646	611	561	532	481	449

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	4	4	4	4	4	3	3
	5	4	4	4	4	3	3	3
	4	4	4	4	3	3	3	2
	3	4	4	3	3	3	2	3
	2	4	3	3	3	2	3	2
	1	3	4	3	3	3	2	2
	合計	23	23	21	20	18	16	15

前年度との比較	-21	-35	-50	-29	-51	-32
R7年度との比較	-21	-56	-106	-135	-186	-218
	-3.1%	-8.4%	-15.9%	-20.2%	-27.9%	-32.7%

■布津・深江

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	104	95	87	97	69	100	73
	5	95	87	97	69	100	73	89
	4	87	97	69	100	73	89	73
	3	97	69	100	73	89	73	75
	2	69	100	73	89	73	75	46
	1	100	73	89	73	75	46	50
	合計	552	521	515	501	479	456	406

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	3	3	3	3	2	3	3
	5	3	3	3	2	3	3	3
	4	3	3	2	3	3	3	3
	3	3	2	3	3	3	3	3
	2	2	3	3	3	3	3	2
	1	4	3	3	3	3	2	2
	合計	18	17	17	17	17	17	16

前年度との比較	-31	-6	-14	-22	-23	-50
R7年度との比較	-31	-37	-51	-73	-96	-146
	-5.6%	-6.7%	-9.2%	-13.2%	-17.4%	-26.4%

〈4地区〉

■加津佐・口之津・南有馬・北有馬

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	109	87	81	80	80	82	76
	5	87	81	80	80	82	76	66
	4	81	80	80	82	76	66	82
	3	80	80	82	76	66	82	56
	2	80	82	76	66	82	56	54
	1	82	76	66	82	56	54	56
	合計	519	486	465	466	442	416	390

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	4	3	3	3	3	3	3
	5	3	3	3	3	3	3	2
	4	3	3	3	3	3	2	3
	3	3	3	3	3	2	3	2
	2	3	3	3	2	3	2	2
	1	3	3	3	3	2	2	2
	合計	19	18	18	17	16	15	14

前年度との比較	-33	-21	1	-24	-26	-26
R7年度との比較	-33	-54	-53	-77	-103	-129
	-6.4%	-10.4%	-10.2%	-14.8%	-19.8%	-24.9%

■西有家・有家・布津・深江

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	227	209	207	211	176	189	175
	5	209	207	211	176	189	175	168
	4	207	211	176	189	175	168	143
	3	211	176	189	175	168	143	160
	2	176	189	175	168	143	160	102
	1	189	175	168	143	160	102	107
	合計	1,219	1,167	1,126	1,062	1,011	937	855

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	7	6	6	7	6	6	5
	5	6	6	7	6	6	5	5
	4	6	7	6	6	5	5	5
	3	7	6	6	5	5	5	5
	2	6	6	5	5	5	5	3
	1	7	6	6	5	6	4	4
	合計	39	37	36	34	33	30	27

前年度との比較	-52	-41	-64	-51	-74	-82
R7年度との比較	-52	-93	-157	-208	-282	-364
	-4.3%	-7.6%	-12.9%	-17.1%	-23.1%	-29.9%

〈5地区・3地区〉

■加津佐・口之津・南有馬・北有馬・西有家

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	168	133	129	131	129	127	120
	5	133	129	131	129	127	120	93
	4	129	131	129	127	120	93	114
	3	131	129	127	120	93	114	86
	2	129	127	120	93	114	86	79
	1	127	120	93	114	86	79	80
	合計	817	769	729	714	669	619	572

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	5	4	4	4	4	4	4
	5	4	4	4	4	4	4	3
	4	4	4	4	4	4	3	4
	3	4	4	4	4	3	4	3
	2	4	4	4	3	4	3	3
	1	5	4	4	4	3	3	3
	合計	26	24	24	23	22	21	20

前年度との比較	-48	-40	-15	-45	-50	-47
R7年度との比較	-48	-88	-103	-148	-198	-245
	-5.9%	-10.8%	-12.6%	-18.1%	-24.2%	-30.0%

■有家・布津・深江

児童数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	168	163	159	160	127	144	131
	5	163	159	160	127	144	131	141
	4	159	160	127	144	131	141	111
	3	160	127	144	131	141	111	130
	2	127	144	131	141	111	130	77
	1	144	131	141	111	130	77	83
	合計	921	884	862	814	784	734	673

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	6	5	5	5	5	4	5	4
	5	5	5	5	4	5	4	5
	4	5	5	4	5	4	5	4
	3	5	4	5	4	5	4	4
	2	4	5	4	5	4	4	3
	1	5	5	5	4	5	3	3
	合計	29	29	28	27	27	25	23

前年度との比較	-37	-22	-48	-30	-50	-61
R7年度との比較	-37	-59	-107	-137	-187	-248
	-4.0%	-6.4%	-11.6%	-14.9%	-20.3%	-26.9%

南島原市立小・中学校 児童生徒数・学級数の推移(予測)

■ 中学校

令和7年5月1日現在

通番	学校	生徒数				学級数			
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計
1	加津佐中学校	34	27	30	91	1	1	1	3
2	口之津中学校	18	19	32	69	1	1	1	3
3	南有馬中学校	30	32	29	91	1	1	1	3
4	北有馬中学校	18	21	28	67	1	1	1	3
5	西有家中学校	51	62	56	169	2	2	2	6
6	有家中学校	79	58	60	197	3	2	2	7
7	布津中学校	40	37	28	105	2	1	1	4
8	深江中学校	49	82	46	177	2	3	2	7
中学生 計		319	338	309	966	13	12	11	36

令和13年度予測（令和7年度の小学1年生が中学1年生になった時）

通番	学校	生徒数				学級数			
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計
1	加津佐中学校	33	22	25	80	1	1	1	3
2	口之津中学校	16	19	23	58	1	1	1	3
3	南有馬中学校	20	23	20	63	1	1	1	3
4	北有馬中学校	13	16	12	41	1	1	1	3
5	西有家中学校	45	49	51	145	2	2	2	6
6	有家中学校	44	58	63	165	2	2	2	6
7	布津中学校	36	23	37	96	2	1	2	5
8	深江中学校	64	46	60	170	2	2	2	6
中学生 計		271	256	291	818	12	11	12	35

令和19年度予測（R6.4.2～R7.4.1に生まれた子どもが中学1年生になった時）

通番	学校	生徒数				学級数			
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計
1	加津佐中学校	13	18	15	46	1	1	1	3
2	口之津中学校	14	15	18	47	1	1	1	3
3	南有馬中学校	22	12	15	49	1	1	1	3
4	北有馬中学校	7	9	8	24	1	1	1	3
5	西有家中学校	24	25	30	79	1	1	1	3
6	有家中学校	33	31	55	119	1	1	2	4
7	布津中学校	23	13	26	62	1	1	1	3
8	深江中学校	27	33	49	109	1	1	2	4
中学生 計		163	156	216	535	8	8	10	26

令和7年度との比較

R13（6年後）	▲48	▲82	▲18	▲148	▲1	▲1	1	▲1
R19（12年後）	▲156	▲182	▲93	▲431	▲5	▲4	▲1	▲10

〈各地区〉

■加津佐中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	30	27	34	34	29	30	25	22	33	27	20	29	15
	2	27	34	34	29	30	25	22	33	27	20	29	15	18
	1	34	34	29	30	25	22	33	27	20	29	15	18	13
	合計	91	95	97	93	84	77	80	82	80	76	64	62	46

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

前年度との比較	4	2	-4	-9	-7	3	2	-2	-4	-12	-2	-16
R7年度との比較	4	6	2	-7	-14	-11	-9	-11	-15	-27	-29	-45
	4.4%	6.6%	2.2%	-7.7%	-15.4%	-12.1%	-9.9%	-12.1%	-16.5%	-29.7%	-31.9%	-49.5%

■口之津中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	32	19	18	26	23	17	23	19	16	20	17	17	18
	2	19	18	26	23	17	23	19	16	20	17	17	18	15
	1	18	26	23	17	23	19	16	20	17	17	18	15	14
	合計	69	63	67	66	63	59	58	55	53	54	52	50	47

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

前年度との比較	-6	4	-1	-3	-4	-1	-3	-2	1	-2	-2	-3
R7年度との比較	-6	-2	-3	-6	-10	-11	-14	-16	-15	-17	-19	-22
	-8.7%	-2.9%	-4.3%	-8.7%	-14.5%	-15.9%	-20.3%	-23.2%	-21.7%	-24.6%	-27.5%	-31.9%

〈各地区〉

■南有馬中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	29	32	30	29	16	21	20	23	20	23	18	22	15
	2	32	30	29	16	21	20	23	20	23	18	22	15	12
	1	30	29	16	21	20	23	20	23	18	22	15	12	22
	合計	91	91	75	66	57	64	63	66	61	63	55	49	49

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

前年度との比較	0	-16	-9	-9	7	-1	3	-5	2	-8	-6	0
R7年度との比較	0	-16	-25	-34	-27	-28	-25	-30	-28	-36	-42	-42
	0.0%	-17.6%	-27.5%	-37.4%	-29.7%	-30.8%	-27.5%	-33.0%	-30.8%	-39.6%	-46.2%	-46.2%

■北有馬中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	28	21	18	20	19	13	12	16	13	6	11	14	8
	2	21	18	20	19	13	12	16	13	6	11	14	8	9
	1	18	20	19	13	12	16	13	6	11	14	8	9	7
	合計	67	59	57	52	44	41	41	35	30	31	33	31	24

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

前年度との比較	-8	-2	-5	-8	-3	0	-6	-5	1	2	-2	-7
R7年度との比較	-8	-10	-15	-23	-26	-26	-32	-37	-36	-34	-36	-43
	-11.9%	-14.9%	-22.4%	-34.3%	-38.8%	-38.8%	-47.8%	-55.2%	-53.7%	-50.7%	-53.7%	-64.2%

〈各地区〉

■西有家中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	56	62	51	59	46	48	51	49	45	44	27	32	30
	2	62	51	59	46	48	51	49	45	44	27	32	30	25
	1	51	59	46	48	51	49	45	44	27	32	30	25	24
	合計	169	172	156	153	145	148	145	138	116	103	89	87	79

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	3	3

前年度との比較	3	-16	-3	-8	3	-3	-7	-22	-13	-14	-2	-8
R7年度との比較	3	-13	-16	-24	-21	-24	-31	-53	-66	-80	-82	-90
	1.8%	-7.7%	-9.5%	-14.2%	-12.4%	-14.2%	-18.3%	-31.4%	-39.1%	-47.3%	-48.5%	-53.3%

■有家中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	60	58	79	64	68	72	63	58	44	58	52	38	55
	2	58	79	64	68	72	63	58	44	58	52	38	55	31
	1	79	64	68	72	63	58	44	58	52	38	55	31	33
	合計	197	201	211	204	203	193	165	160	154	148	145	124	119

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1
	1	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	合計	7	6	6	7	6	6	6	6	6	6	5	4	4

前年度との比較	4	10	-7	-1	-10	-28	-5	-6	-6	-3	-21	-5
R7年度との比較	4	14	7	6	-4	-32	-37	-43	-49	-52	-73	-78
	2.0%	7.1%	3.6%	3.0%	-2.0%	-16.2%	-18.8%	-21.8%	-24.9%	-26.4%	-37.1%	-39.6%

〈各地区〉

■布津中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	28	37	40	36	40	33	37	23	36	23	37	29	26
	2	37	40	36	40	33	37	23	36	23	37	29	26	13
	1	40	36	40	33	37	23	36	23	37	29	26	13	23
	合計	105	113	116	109	110	93	96	82	96	89	92	68	62

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1
	合計	4	4	4	3	4	3	4	3	4	3	3	3	3

前年度との比較	8	3	-7	1	-17	3	-14	14	-7	3	-24	-6
R7年度との比較	8	11	4	5	-12	-9	-23	-9	-16	-13	-37	-43
	7.6%	10.5%	3.8%	4.8%	-11.4%	-8.6%	-21.9%	-8.6%	-15.2%	-12.4%	-35.2%	-41.0%

■深江中

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	46	82	49	68	55	54	60	46	64	50	52	44	49
	2	82	49	68	55	54	60	46	64	50	52	44	49	33
	1	49	68	55	54	60	46	64	50	52	44	49	33	27
	合計	177	199	172	177	169	160	170	160	166	146	145	126	109

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	合計	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4

前年度との比較	22	-27	5	-8	-9	10	-10	6	-20	-1	-19	-17
R7年度との比較	22	-5	0	-8	-17	-7	-17	-11	-31	-32	-51	-68
	12.4%	-2.8%	0.0%	-4.5%	-9.6%	-4.0%	-9.6%	-6.2%	-17.5%	-18.1%	-28.8%	-38.4%

〈2地区〉

■加津佐・口之津

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	62	46	52	60	52	47	48	41	49	47	37	46	33
	2	46	52	60	52	47	48	41	49	47	37	46	33	33
	1	52	60	52	47	48	41	49	47	37	46	33	33	27
	合計	160	158	164	159	147	136	138	137	133	130	116	112	93

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1
	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	4

■南有馬・北有馬

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	57	53	48	49	35	34	32	39	33	29	29	36	23
	2	53	48	49	35	34	32	39	33	29	29	36	23	21
	1	48	49	35	34	32	39	33	29	29	36	23	21	29
	合計	158	150	132	118	101	105	104	101	91	94	88	80	73

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	2	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1
	合計	6	6	5	4	3	4	3	3	3	4	3	3	3

〈2地区〉

■西有家・有家

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	116	120	130	123	114	120	114	107	89	102	79	70	85
	2	120	130	123	114	120	114	107	89	102	79	70	85	56
	1	130	123	114	120	114	107	89	102	79	70	85	56	57
	合計	366	373	367	357	348	341	310	298	270	251	234	211	198

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	3
	2	3	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2
	1	4	4	4	4	4	4	3	3	3	2	3	2	2
	合計	10	11	12	11	10	10	9	9	9	7	7	7	7

■布津・深江

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	74	119	89	104	95	87	97	69	100	73	89	73	75
	2	119	89	104	95	87	97	69	100	73	89	73	75	46
	1	89	104	95	87	97	69	100	73	89	73	75	46	50
	合計	282	312	288	286	279	253	266	242	262	235	237	194	171

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	2
	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	3	2	2	2
	1	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	2	2
	合計	8	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	6	6

〈4地区〉

■加津佐・口之津・南有馬・北有馬

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	119	99	100	109	87	81	80	80	82	76	66	82	56
	2	99	100	109	87	81	80	80	82	76	66	82	56	54
	1	100	109	87	81	80	80	82	76	66	82	56	54	56
	合計	318	308	296	277	248	241	242	238	224	224	204	192	166

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	3	2
	2	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	3	2	2
	1	3	4	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	2
	合計	9	10	9	9	9	8	7	8	7	7	7	7	6

■西有家・有家・布津・深江

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	190	239	219	227	209	207	211	176	189	175	168	143	160
	2	239	219	227	209	207	211	176	189	175	168	143	160	102
	1	219	227	209	207	211	176	189	175	168	143	160	102	107
	合計	648	685	655	643	627	594	576	540	532	486	471	405	369

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	5	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4
	2	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4	3
	1	7	7	6	6	7	6	6	5	5	5	5	3	4
	合計	18	19	18	18	19	18	17	15	15	15	14	11	11

〈5地区・3地区〉

■加津佐・口之津・南有馬・北有馬・西有家

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	175	161	151	168	133	129	131	129	127	120	93	114	86
	2	161	151	168	133	129	131	129	127	120	93	114	86	79
	1	151	168	133	129	131	129	127	120	93	114	86	79	80
	合計	487	480	452	430	393	389	387	376	340	327	293	279	245

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	5	5	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3
	2	5	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2
	1	5	5	4	4	4	4	4	4	3	4	3	3	3
	合計	15	14	13	13	12	12	12	12	10	10	9	9	8

■有家・布津・深江

生徒数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	134	177	168	168	163	159	160	127	144	131	141	111	130
	2	177	168	168	163	159	160	127	144	131	141	111	130	77
	1	168	168	163	159	160	127	144	131	141	111	130	77	83
	合計	479	513	499	490	482	446	431	402	416	383	382	318	290

学級数	学年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	3	4	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3	4
	2	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3	4	2
	1	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4	4	3	3
	合計	14	15	15	15	14	12	13	12	13	12	11	10	9

長崎県公立小・中学校における学級編制の基準

校 種	学 級 編 制 の 区 分	1 学級の児童 又は生徒の数
小学校 義務教育学校 (前期)	○ 同学年の児童で編制する学級 ・ 第 1 学年	30 人
	・ 第 2・3・4・5・6 学年	35 人
	○ 2の学年の児童で編制する学級	16 人
	○ 第 1 学年を含む 2 の学年の児童で編制する学級	8 人
	○ 特別支援学級	8 人
中学校 義務教育学校 (後期)	○ 同学年の生徒で編制する学級 ・ 第 1 学年	35 人
	・ 第 2・3 学年	40 人
	○ 2 の学年の生徒で編制する学級	8 人
	○ 特別支援学級	8 人

※ 義務教育学校は、前・後期課程を小・中学校とする。

※ 市町教育委員会が地域や学校の実情に応じ、上表の基準によらない数学級編制を行う場合、また個別の学校について学級編制を弾力的に運用する場合においても、教職員定数の算定は上記基準により行う。

※ いわゆる飛び複式については、それを構成する一方の学年が基準の半数を超える場合は、複式を解消する。

○例 1(小・中学校)

第 1 学年 5 人、第 3 学年 2 人の児童(生徒)数の場合、第 1 学年 5 人は複式学級編制基準 8 人の半数を超えるので、それぞれ単式学級となる。

○例 2(小学校)

第 3 学年 4 人、第 5 学年 10 人の児童数の場合、第 5 学年 10 人は複式学級編制基準 16 人の半数を超えるので、それぞれ単式学級となる。

中学校の学校規模別教職員配置（例）〈1クラス～5クラス〉

※一般的な配置例で実際の配置は学校で異なる

※総時数は1週間当たりの3学年合計の授業時数

1学年1クラス規模（3）

教科	配置	総時数
国語	1	11
社会	1	10
数学	1	11
理科	1	11
音楽	1	3.3
美術	1	3.3
体育	1	9
技術	0	2.5
家庭	0	2.5
英語	1	12
合計	8	

担任7名・教頭1名



免許外指導が生じる

1学年2クラス規模（6）

教科	配置	総時数
国語	1	22
社会	1	20
数学	1	22
理科	1	22
音楽	1	6.6
美術	1	6.6
体育	1	18
技術	1	5
家庭	1	5
英語	2	24
合計	11	

担任10名・教頭1名



免許外指導は解消できるが、教員1人当たりの時数は最大となる

1学年3クラス規模（9）

教科	配置	総時数
国語	2	33
社会	2	30
数学	2	33
理科	2	33
音楽	1	9.9
美術	1	9.9
体育	2	27
技術	1	7.5
家庭	1	7.5
英語	2	36
合計	16	

担任15名・教頭1名



免許外指導が解消され、6教科に複数の教員配置が可能となる

1学年4クラス規模（12）

教科	配置	総時数
国語	3	44
社会	2	40
数学	2	44
理科	3	44
音楽	1	13.2
美術	1	13.2
体育	2	36
技術	1	10
家庭	1	10
英語	3	48
合計	19	

担任18名・教頭1名

1学年5クラス規模（15）

教科	配置	総時数
国語	3	55
社会	3	50
数学	3	55
理科	3	55
音楽	1	16.6
美術	1	16.5
体育	3	45
技術	1	12.5
家庭	1	12.5
英語	4	60
合計	23	

担任22名・教頭1名

【学級減にともなう教員配置の状況と課題】

○科目によっては、配置できない教科がある。

⇒免許外指導や兼務となる場合が発生する。

○科目によっては、複数教員を配置できない。

⇒教員同士が互いに学ぶ機会がなくなり、生徒への学習指導に影響する。

⇒1人で3学年対応する必要があり教員の負担が大きくなる。

○教員に1人に対する校務の負担が増加し、生徒への支援・指導の時間が減少する。

学校施設一覧

基準日

R7.4.1

基番	学校名	区分	棟番号	建築年度	築年数	保有面積	
1	加津佐小学校	校舎	10-1	S49.6.1	50	1,000	
2	加津佐小学校	校舎	10-2	S49.12.1	50	1,471	
3	加津佐小学校	校舎	10-3	S49.12.1	50	1,000	
4	加津佐小学校	体育館	12	S52.3.1	48	912	
5	野田小学校	校舎	1	S41.3.1	59	1,140	
6	野田小学校	校舎	7	S54.2.1	46	808	
7	野田小学校	体育館	6	S53.2.1	47	720	
8	□之津小学校	校舎	1-1	H17.3.1	20	2,991	
9	□之津小学校	校舎	1-2	H17.3.1	20	515	
10	□之津小学校	校舎	1-3	H17.3.1	20	515	
11	□之津小学校	校舎	1-4	H17.3.1	20	515	
12	□之津小学校	体育館	2-1	H17.1.1	20	1,222	
13	南有馬小学校	校舎	1-1	S44.3.1	56	650	
14	南有馬小学校	校舎	1-2	S45.8.1	54	1,550	
15	南有馬小学校	体育館	5	S56.12.1	43	680	
16	有馬小学校	校舎	1-1	H16.1.1	21	3,932	
17	有馬小学校	体育館	2-1	S53.3.1	47	532	
18	西有家小学校	校舎	11-1	S51.3.1	49	1,006	
19	西有家小学校	校舎	11-2	S51.8.1	48	1,706	
20	西有家小学校	校舎	12	S51.8.1	48	662	
21	西有家小学校	体育館	15	S53.3.1	47	725	
22	有家小学校	校舎	12	R3.2.1	4	5,143	
23	有家小学校	体育館	9	H11.7.1	25	1,084	
24	堂崎小学校	校舎	1-1	S40.3.1	60	829	
25	堂崎小学校	校舎	1-2	H26.3.1	11	229	
26	堂崎小学校	校舎	12	H26.3.1	11	1,257	
27	堂崎小学校	体育館	10	S51.2.1	49	746	
28	布津小学校	校舎	11-1	S48.3.1	52	2,262	
29	布津小学校	校舎	11-2	S48.5.1	51	628	
30	布津小学校	体育館	15	S56.3.1	44	804	
31	飯野小学校	校舎	12	S52.3.1	48	1,302	
32	飯野小学校	体育館	9	S59.2.1	41	496	
33	深江小学校	校舎	16	S46.3.1	54	1,274	
34	深江小学校	校舎	17-1	S46.3.1	54	1,269	
35	深江小学校	体育館	14	S44.3.1	56	685	深江中との按分
36	小林小学校	校舎	1	S45.2.1	55	1,191	
37	小林小学校	校舎	11-1	S58.3.1	42	506	
38	小林小学校	体育館	9	S51.1.1	49	495	
39	大野木場小学校	校舎	2	H12.2.1	25	1,343	
40	大野木場小学校	校舎	3	H12.2.1	25	868	
41	大野木場小学校	体育館	6	H12.2.1	25	721	

学校施設一覽

基準日

R7.4.1

基番	学校名	区分	棟番号	建築年度	築年数	保有面積	
42	加津佐中学校	校舎	3-1	S43.3.1	57	1,709	
43	加津佐中学校	校舎	3-2	S44.3.1	56	1,452	
44	加津佐中学校	校舎	8	S58.3.1	42	900	
45	加津佐中学校	体育館	12	H16.3.1	21	1,141	
46	□之津中学校	校舎	1-1	S44.3.1	56	1,426	
47	□之津中学校	校舎	1-2	S45.8.1	54	2,690	
48	□之津中学校	体育館	8	S52.3.1	48	1,132	
49	南有馬中学校	校舎	1-1	S50.3.1	50	1,572	
50	南有馬中学校	校舎	1-2	S50.8.1	49	2,030	
51	南有馬中学校	体育館	5	S52.3.1	48	1,040	
52	北有馬中学校	校舎	14-1	S49.3.1	51	829	
53	北有馬中学校	校舎	15	S49.8.1	50	2,091	
54	北有馬中学校	体育館	20	S52.4.1	48	1,336	
55	西有家中学校	校舎	14-1	S48.3.1	52	1,614	
56	西有家中学校	校舎	14-2	S48.9.1	51	2,762	
57	西有家中学校	校舎	14-3	S48.9.1	51	962	
58	西有家中学校	体育館	21	H26.9.1	10	2,187	
59	有家中学校	校舎	1-1	S46.5.1	53	1,316	
60	有家中学校	校舎	2-1	S46.10.1	53	2,066	
61	有家中学校	体育館	6	S48.2.1	52	1,466	
62	布津中学校	校舎	15-1	S55.3.1	45	2,133	
63	布津中学校	校舎	15-2	S55.6.1	44	1,860	
64	布津中学校	体育館	21	H26.8.1	10	1,887	
65	深江中学校	校舎	1-1	S40.3.1	60	795	
66	深江中学校	校舎	1-2	S41.3.1	59	968	
67	深江中学校	校舎	19-1	S54.3.1	46	616	
68	深江中学校	校舎	19-2	H5.3.1	32	1,439	
69	深江中学校	体育館	17	S44.3.1	56	730	深江小と按分

距離の目安 (国道 251 号 : 加津佐ー深江間 約 37 km、約 50 分)



※単に距離のイメージを示すもので、将来の学校配置とは関係ありません。

「小・中学校 適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果概要版

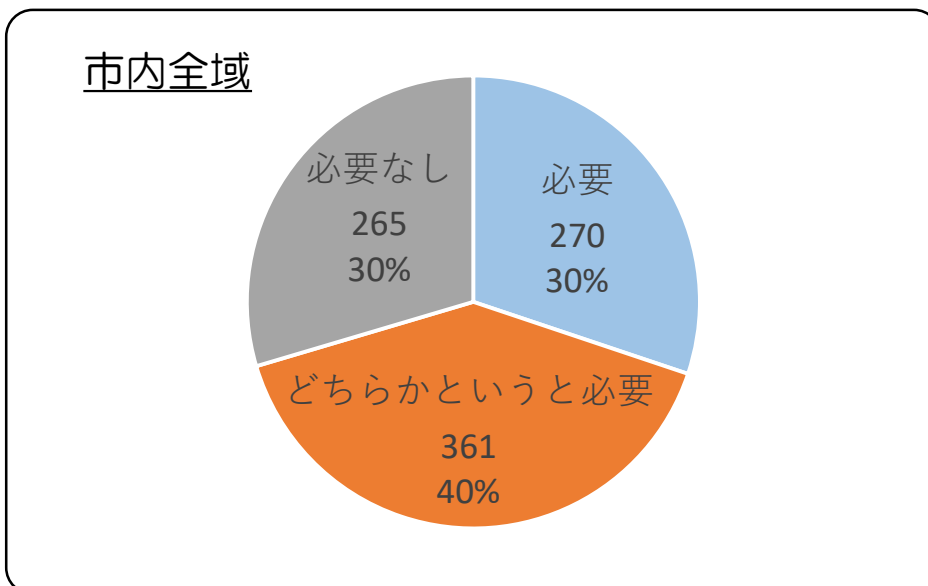
【対象者】

- ①令和5年度の市内保育園児等の保護者（市内在住者のみ）
- ②令和5年度の小・中学生の保護者（1世帯あたり1回答）

【回答件数】

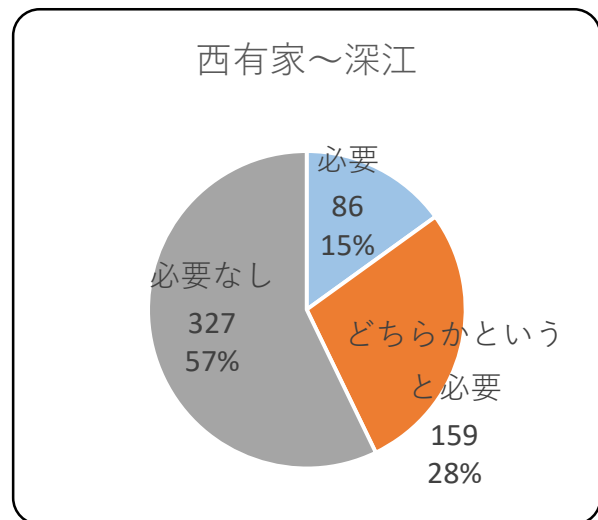
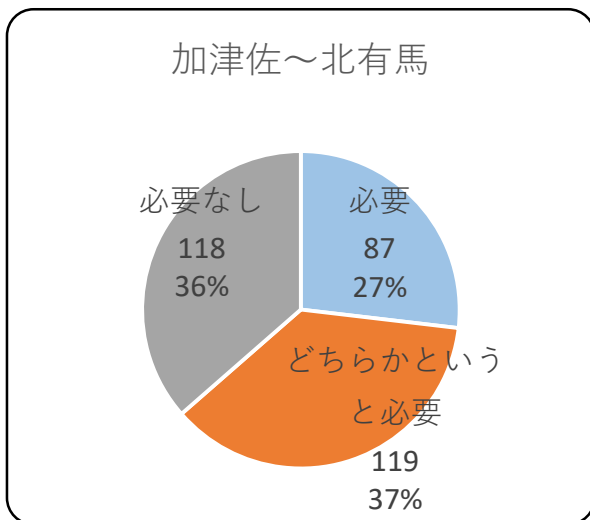
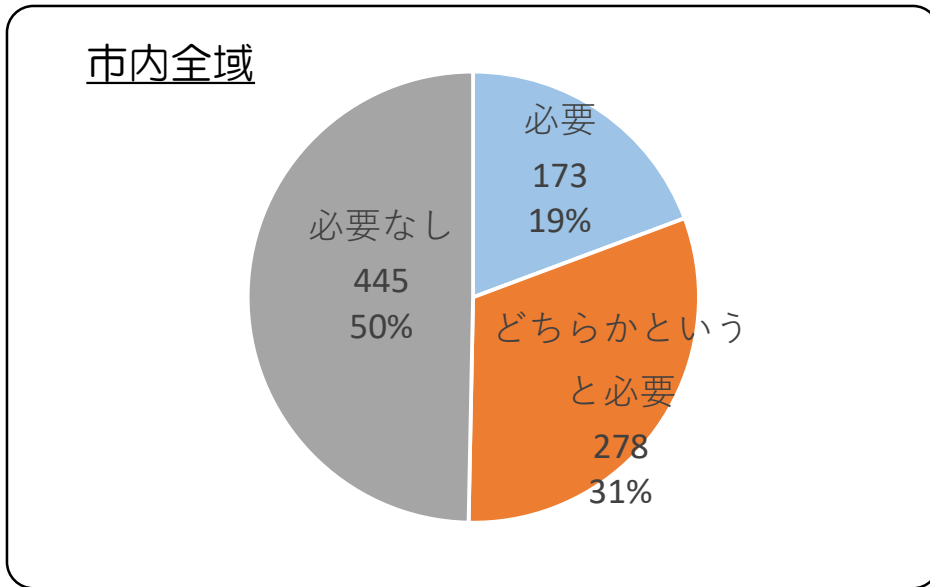
896件

問) 今後、小学校の統合が必要と考えますか。



小学校	必要・どちらかという必要						必要なし	
	必要		どちらかという必要		小計		件数	割合
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
加津佐地区	41	48%	35	41%	76	88%	10	12%
口之津地区	15	18%	39	46%	54	64%	30	36%
南有馬地区	33	32%	41	39%	74	71%	30	29%
北有馬地区	23	46%	20	40%	43	86%	7	14%
西有家地区	25	18%	61	43%	86	61%	55	39%
有家地区	56	31%	66	37%	122	68%	57	32%
布津地区	39	38%	42	41%	81	79%	22	21%
深江地区	38	26%	57	38%	95	64%	54	36%
計	270	30%	361	40%	631	70%	265	30%

問) 今後、中学校の統合が必要と考えますか。



中学校	必要・どちらかという必要						必要なし	
	必要		どちらかという必要		小計		件数	割合
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
加津佐地区	22	26%	26	30%	48	56%	38	44%
口之津地区	18	21%	30	36%	48	57%	36	43%
南有馬地区	28	27%	43	41%	71	68%	33	32%
北有馬地区	19	38%	20	40%	39	78%	11	22%
西有家地区	19	13%	46	33%	65	46%	76	54%
有家地区	35	20%	44	25%	79	44%	100	56%
布津地区	16	16%	34	33%	50	49%	53	51%
深江地区	16	11%	35	23%	51	34%	98	66%
計	173	19%	278	31%	451	50%	445	50%

【自由記載意見】

＜統合に肯定的な意見＞

老朽化した学校の維持費や人件費を見直し、統合可能な学校は統合し浮いた予算でスクールバスや学校の修繕費に充ててほしい。

少なすぎるクラス生徒数・学校生徒数は教育においてあまり望ましくないのではないかと思います。今の時代だからこそたくさんの友達を作っていくべきだ。

中学校の保護者です
小学校から9年間同じメンバーで学校生活を送っていますが、クラス替えの経験もなく、これから高校へ進み沢山の生徒の中でやっていけるのか心配になります

場所によっては、小学校から中学校まで9年間同じクラスで過ごし、刺激が少ない。一度できたグループやヒエラルキーは永遠に続く。

1学年当たり、クラス替えができるくらいの人数はいて欲しいと思います。

各学年2学級以上を基本とし小中学校の統廃合を検討していただきたい。

＜統合に否定的な意見＞

統合は適正だとは思わない

人数が少ないというだけで統合すれば良いというものでもない。

統合を検討する前に少子化対策をもっと考えるべき。
子育てしやすい市、町を目指すべきではないでしょうか？

役人の都合で統廃合しているような感じがする。

一人一人に目が行き届いた授業が出来るように少人数でクラスが多い方がいいと思う。また教員も生徒から質問しやすい環境を作っていただけたらありがたいです。

学校の勉強は、段々と難しくなっていると感じます。だからこそ、少人数制で、子どもの学習のつまづきを見逃してほしくないと思います。よろしくお願いします。

人数が増えると色々な心配事があります。仕方ない事かもしれませんが…。

登下校は子供自ら出来る方が望ましいと思う。

正直、規模についての重要性は分からないが、通学が遠くなるのは可哀想だと感じる。

規模も大切ではあるか、通学時間も考慮してほしい。

子供の人数が年々少なくなり統合された方が総合的に望ましいのかなと思う反面、登校など色々な課題がでてくるので具体的な事がわかってこない統合に賛成が難しい

子ども達の事を最優先に考えて、取り組んでほしいと思います。

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱

(設置)

第1条 南島原市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、南島原市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置の在り方を検討するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長へ報告を行う。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校関係者 4人以内
- (3) 保護者代表 6人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が教育委員会教育長に報告した日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会が必要と認めたときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集すべき検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会教育長が招集する。

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会

No.	選出分野	氏名	性別	所属団体等名
1	学識経験者	松崎 博文	男	福島大学 名誉教授
2	学識経験者	加藤 久雄	男	鎮西学院大学 教授
3	学校関係者	山室 立	男	西有家中学校 校長
4	学校関係者	近藤 三恵子	女	加津佐中学校 校長
5	学校関係者	森田 純弘	男	大野木場小学校 校長
6	学校関係者	山外 誉	男	南有馬小学校 校長
7	保護者代表	松本 添花	女	市PTA連合会 会長 (西有家中学校)
8	保護者代表	溝田 光洋	男	市PTA連合会 副会長 (北有馬中学校)
9	保護者代表	土橋 輝治	男	市PTA連合会 (有家小学校)
10	保護者代表	林田 加代子	女	市PTA連合会 (加津佐小学校)
11	保護者代表	山下 慶二	男	認定こども園 寺田保育園 保護者会 代表
12	保護者代表	伊藤 梨恵	女	南島原はらじょうこども園 保護者会 会長
13	その他委員	山田 恵子	女	布津地区学校運営協議会 (社会教育委員)
14	その他委員	田川 茂樹	男	口之津地区学校運営協議会 (口加高等学校 校長)
15	事務局	石川 伸吾	男	教育次長
16	事務局	佐々木 航	男	教育総務課長
17	事務局	大草 修三	男	学校教育課長 (指導主事)
18	事務局	田中 茂樹	男	学校教育課学校教育班長 (指導主事)
19	事務局	宮寄 和香	女	学校教育課学校教育班 (指導主事)
20	事務局	井上 実	男	教育総務課教育総務班長